

令和 4 年11月

飯田市議会第 4 回定例会

新旧対照表

議案第82号	職員の分限に関する条例等の一部を改正する等の条例（案）
議案第83号	飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）
議案第84号	飯田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）
議案第85号	飯田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（案）
議案第87号	飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例（案）
議案第88号	飯田市立診療所条例の一部を改正する条例（案）
議案第89号	飯田市山本区財産区管理会条例の一部を改正する条例（案）
議案第90号	飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例（案）
議案第91号	飯田市都市公園条例の一部を改正する条例（案）
議案第92号	飯田市奨学金貸与条例の一部を改正する条例（案）

職員の分限に関する条例等の一部を改正する等の条例

第1条関係 職員の分限に関する条例新旧対照表（最終 令和元年9月30日飯田市条例第33号）

改正後（案）	現行
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定により、職員の意に反する休職の事由並びに職員の意に反する降任、免職、<u>休職及び降給</u>の手續及び効果並びに失職の特例に関し規定することを目的とする。 附 則 （施行期日） 1・2 （略） <u>（降給に関する経過措置）</u> <u>3 飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）附則第11項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。</u> <u>4 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u>	（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定により、職員の意に反する休職の事由並びに職員の意に反する降任、免職<u>及び休職</u>の手續及び効果並びに失職の特例に関し規定することを目的とする。 附 則 （施行期日） 1・2 （略）

第2条関係 職員の懲戒に関する条例新旧対照表（最終 令和元年9月30日飯田市条例第31号）

改正後（案）	現行
（減給の効果） 第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年飯田市条例第30号）第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額をいう。））の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>	（減給の効果） 第4条 減給は、1日以上6月以下の期間給料月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年飯田市条例第30号）第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額をいう。））の10分の1以下を減ずるものとする。

第3条関係 飯田市職員の給与に関する条例新旧対照表（最終 令和3年11月30日飯田市条例第25号）

改正後（案）	現行
（給与の種類） 第2条 常勤職員に支給する給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第38条に規定する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第10条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下第9章の2において同じ。）とする。 2 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>に支給する給与は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。 <u>（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）</u> <u>第7条の3 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第5条第4項の規定に</u>	（給与の種類） 第2条 常勤職員<u>（法第28条の4第1項又は法第28条の6第1項の規定により採用された職員（以下「再任用常勤職員」という。）を除く。）</u>に支給する給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第38条に規定する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第10条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下第9章の2において同じ。）とする。 2 <u>法第28条の5第1項又は法第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び再任用常勤職員（以下これらを「再任用職員」という。）</u>に支給する給与は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。 <u>（再任用職員の給料月額）</u> <u>第7条の3 再任用職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u>

改正後（案）	現行
<u>より当該定年再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> （通勤手当の額） 第18条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 （1）前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき市長が定めるところにより<u>算出した当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下<u>この号において</u>「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下<u>この号及び第3号において</u>「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位	<u>2 再任用短時間勤務職員の給料月額</u>は、前項の規定にかかわらず、<u>同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> （通勤手当の額） 第18条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 （1）前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき市長が定めるところにより<u>算出したその者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</u>につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

改正後（案）	現行
期間の月数を乗じて得た額) (2) 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～ス （略） (3) 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>当該職員</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額 2 （略） （時間外勤務手当） 第20条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算	(2) 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～ス （略） (3) 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、<u>その者</u>の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額 2 （略） （時間外勤務手当） 第20条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算し

改正後（案）	現行
した割合）を乗じて得た額を予算の範囲内において時間外勤務手当として支給する。 (1)～(2) （略） 2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合」とあるのは「100分の100」とする。 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第2条第5項から第7項までの規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）を乗じて得た額を予算の範囲内において時間外勤務手当として支給する。 4 勤務時間条例第5条の5第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間	た割合）を乗じて得た額を予算の範囲内において時間外勤務手当として支給する。 (1)～(2) （略） 2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合」とあるのは「100分の100」とする。 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第2条第5項から第7項までの規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項<u>（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）を乗じて得た額を予算の範囲内において時間外勤務手当として支給する。 4 勤務時間条例第5条の5第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間

改正後（案）	現行
のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第34条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）から第 1 項に規定する市長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 5 （略） （期末手当の額） 第25条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（特定管理職員にあつては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。 3～5 （略） （勤勉手当の支給） 第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この項から第3項</u>	のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第34条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）から第 1 項に規定する市長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 5 （略） （期末手当の額） 第25条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（特定管理職員にあつては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前 6 箇月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 2 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。 3～5 （略） （勤勉手当の支給） 第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この条及び附則第</u>

改正後（案）	現行
まで及び附則第5項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額 3・4 （略） 第34条 （略） <u>（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</u>	5項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額 3・4 （略） 第34条 （略）

改正後（案）	現行
<u>第34条の2 第6条、第7条及び第2章の2から第3章の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u> 附 則 1～10 （略） <u>11 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条及び第7条第2項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u> <u>12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u> <u>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u> <u>（2） 飯田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年飯田市条例第 号）による改正前の飯田市職員の定年等に関する条例（昭和59年飯田市条例第32号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員</u> <u>（3） 飯田市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u>	附 則 1～10 （略）

改正後（案）	現行
<u>(4) 飯田市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u> <u>13 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u> <u>14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u>	

改正後（案）	現行
15 <u>異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u> 16 <u>附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u> 17 <u>附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u> 別表第1（第5条関係） 行政職給料表 【別記1 参照】 （備考）（略） 別表第2（第5条関係） ア 医療職給料表(1)（略） イ 医療職給料表(2)	別表第1（第5条関係） 行政職給料表 【別記1 参照】 （備考）（略） 別表第2（第5条関係） ア 医療職給料表(1)（略） イ 医療職給料表(2)

改正後（案）	現行
【別記 2 参照】 （備考） （略） ウ 医療職給料表(3) 【別記 3 参照】 （備考） （略） 別表第 3 （第 5 条第 2 項関係） ア 行政職給料表級別基準職務表 【別記 4 参照】 （備考） （略） イ 医療職給料表(1)級別基準職務表 （略） ウ 医療職給料表(2)級別基準職務表 【別記 5 参照】 エ 医療職給料表(3)級別基準職務表 【別記 6 参照】	【別記 2 参照】 （備考） （略） ウ 医療職給料表(3) 【別記 3 参照】 （備考） （略） 別表第 3 （第 5 条第 2 項関係） ア 行政職給料表級別基準職務表 【別記 4 参照】 （備考） （略） イ 医療職給料表(1)級別基準職務表 （略） ウ 医療職給料表(2)級別基準職務表 【別記 5 参照】 エ 医療職給料表(3)級別基準職務表 【別記 6 参照】

【別記 1】

改正後（案）

(略)										
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

職 員										
定		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
年		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900	円 441,000
前										
再										
任										
用										
短										
時										
間										
勤										
務										
職										
員										

現行

(略)										
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

【別記2】

改正後（案）

(略)								
<u>定</u> <u>年</u> <u>前</u> <u>再</u> <u>任</u> <u>用</u> <u>短</u> <u>時</u> <u>間</u> <u>勤</u> <u>務</u> <u>職</u> <u>員</u> 以 外 の	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

職 員								
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>
		円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000

現行

(略)								
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

【別記3】

改正後（案）

(略)								
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

職 員								
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>	<u>基準給料 月額</u>
		円 235, 100	円 255, 400	円 262, 600	円 272, 800	円 289, 100	円 326, 200	円 370, 600

現行

(略)								
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200	370, 600

【別記4】

改正後（案）

職員の区分	職務の 級	職務の名称
<u>定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員</u>	（略）	（略）
<u>定年前再任用短 時間勤務職員</u>	（略）	（略）

現行

職員の区分	職務の 級	職務の名称
<u>再任用職員以外 の職員</u>	（略）	（略）
<u>再任用職員</u>	（略）	（略）

【別記5】

改正後（案）

職員の区分	職務の 級	職務の名称
<u>定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員</u>	（略）	（略）
<u>定年前再任用短 時間勤務職員</u>	（略）	（略）

現行

職員の区分	職務の 級	職務の名称
<u>再任用職員以外 の職員</u>	（略）	（略）
<u>再任用職員</u>	（略）	（略）

【別記6】

改正後（案）

職員の区分	職務の 級	職務の名称
<u>定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員</u>	（略）	（略）
<u>定年前再任用短 時間勤務職員</u>	（略）	（略）

現行

職員の区分	職務の 級	職務の名称
<u>再任用職員以外 の職員</u>	（略）	（略）
<u>再任用職員</u>	（略）	（略）

第4条関係 職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（最終 令和4年3月28日飯田市条例第2号）

改正後（案）	現行
（育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例の特例） 第18条の2 育児短時間勤務をしている職員（法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を<u>含む</u>。<u>附則第7項において同じ。</u>）に対する給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 【別記 参照】 （部分休業をすることができない職員） 第19条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第20条 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第5条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（市長が定める職員にあっては、市長	（育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例の特例） 第18条の2 育児短時間勤務をしている職員（法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を<u>含む</u>。）に対する給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 【別記 参照】 （部分休業をすることができない職員） 第19条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第20条 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第5条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（市長が定める職員にあっては、市長

改正後（案）	現行
ては、市長が定める時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 附 則 1～6（略） <u>（給与条例附則第11項の規定が適用される育児短時間勤務をしている職員に関する読替え）</u> <u>7 育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第11項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</u>	が定める時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。 附 則 1～6（略）

【別記】

改正後（案）

(略)		
第6条第2項及び第7条 第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第18条第1項第2号	<u>短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第20条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である <u>場合には</u> 、100分の125）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する
(略)		

現行

(略)		
第6条第2項及び第7条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
<u>第7条の3第1項</u>	<u>とする</u>	<u>に、算出率を乗じて得た額とする</u>
第18条第1項第2号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第20条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する
(略)		

第5条関係 飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表（最終 令和元年9月30日飯田市条例第31号）

改正後（案）	現行
（給与の種類） 第2条 企業職員で常時勤務を要する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 （略） 4 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に支給する給与は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。 （給料表） 第3条 給料については、職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を含む。）の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。 2・3 （略） （給与の減額） 第6条 職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を含む。以下この条並びに第7条、第8条及び第9条において同じ。）が勤務しないときは、	（給与の種類） 第2条 企業職員で常時勤務を要する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項及び同法第28条の6第1項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>再任用常勤職員</u>」という。）を除く。以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 （略） 4 <u>再任用常勤職員並びに地方公務員法第28条の5第1項及び同法第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）</u>に支給する給与は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。 （給料表） 第3条 給料については、職員（<u>再任用常勤職員及び再任用短時間勤務職員</u>を含む。）の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。 2・3 （略） （給与の減額） 第6条 職員（<u>再任用常勤職員及び再任用短時間勤務職員</u>を含む。以下この条並びに第7条、第8条及び第9条において同じ。）が勤務

改正後（案）	現行
休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇及び労働組合の業務又は活動に従事するため、勤務しないことが相当である場合における休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことの承認を除く。）のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	しないときは、休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇及び労働組合の業務又は活動に従事するため、勤務しないことが相当である場合における休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことの承認を除く。）のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第6条関係 飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例新旧対照表（最終 令和元年9月30日飯田市条例第31号）

改正後（案）	現行
（勤務時間等） 第2条 （略） 2 （略） 3 <u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4 （略） 5 日曜日及び土曜日は、勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）とし、前各項に規定する勤務時間は、市長が規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 6・7 （略） （非常勤職員の勤務時間及び休暇）	（勤務時間等） 第2条 （略） 2 （略） 3 <u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員で<u>同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4 （略） 5 日曜日及び土曜日は、勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）とし、前各項に規定する勤務時間は、市長が規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。 6・7 （略） （非常勤職員の勤務時間及び休暇）

改正後（案）	現行
第15条 非常勤職員（ <u>定年前提任短時間勤務職員</u> を除く。）の勤務時間及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、市長が定める規則に基づき、その職務の性質等を考慮して任命権者が定める。	第15条 非常勤職員（ <u>再任用短時間勤務職員</u> を除く。）の勤務時間及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、市長が定める規則に基づき、その職務の性質等を考慮して任命権者が定める。

第7条関係 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表（最終 令和元年9月30日飯田市条例第31号）

改正後（案）	現行
（職員の派遣） 第2条 （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）～（4） （略） <u>（5） 飯田市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>（6）</u> （略）	（職員の派遣） 第2条 （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）～（4） （略） <u>（5）</u> （略）

第8条関係 飯田市職員定数条例新旧対照表（最終 平成28年12月21日飯田市条例第40号）

改正後（案）	現行
（定義） 第1条 この条例で「職員」とは、一般職の常勤の職員（<u>6月以内の期間を定めて任用される職員を除く。</u>）をいう。 第2条 （略） <u>（定数外の職員）</u> 第3条 <u>次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数外とする。</u> <u>（1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣された職員</u> <u>（2） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職を命ぜられた職員</u> <u>（3） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による承認を受け、育児休業をしている職員</u> <u>（4） 飯田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣された職員</u>	（定義） 第1条 この条例で「職員」とは、一般職の常勤の職員（<u>休職にされた職員、飯田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年飯田市条例第3号）第3条第1号に規定する派遣職員及び6月以内の期間を定めて任用される職員を除く。</u>）をいう。 第2条 （略）

第9条関係 飯田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（最終 令和元年9月30日飯田市条例第31号）

改正後（案）	現行
（職員の派遣） 第2条 （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 （2）（略） （3）地方公務員法（昭和25年法律第261号）法第22条に規定する条件付採用になっている職員（市長が規則で定める職員を除く。） （4）（略） <u>（5）飯田市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>（6）（略）</u> 3 （略） （法第10条第1項に規定する条例で定める職員） 第11条 （略） （1）～（4）（略） <u>（5）飯田市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異</u>	（職員の派遣） 第2条 （略） 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員<u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）</u> （2）（略） （3）地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（市長が規則で定める職員を除く。） （4）（略） <u>（5）（略）</u> 3 （略） （法第10条第1項に規定する条例で定める職員） 第11条 （略） （1）～（4）（略）

改正後（案）	現行
<u>勤期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(6)</u> （略）	<u>(5)</u> （略）

第10条関係 飯田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（最終 令和元年9月30日飯田市条例第31号）

改正後（案）	現行
（報告事項） 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 （1）職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況 （2）～（11）（略）	（報告事項） 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 （1）職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況 （2）～（11）（略）

第11条関係 飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（最終 令和元年 9 月30日条例第30号）

改正後（案）	現行
別表第1（第3条関係） 給料表 【別記 参照】	別表第1（第3条関係） 給料表 【別記 参照】

【別記】

改正後（案）

職種	号俸	給料月額
1 保育士、介護員又は一般行政事務その他市長が規則で定めるもの	給与条例別表第1に定める <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、給与条例別表第1の1級又は2級の欄に掲げる額
2 病院、診療所等に勤務する医師又は歯科医師	給与条例別表第2のアに定める <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、給与条例別表第2のアの1級又は2級の欄に掲げる額
3 薬剤師、臨床心理士、公認心理師、管理栄養士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、診療放射線技師、歯科衛生士又は医療相談員その他市長が規則で定めるもの	給与条例別表第2のイに定める <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、給与条例別表第2のイの1級又は2級の欄に掲げる額
4 保健師又は病院、診療所等に勤務する准看護師、看護師若しくは助産師その他市長が規則で定めるもの	給与条例別表第2のウに定める <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、給与条例別表第2のウの1級又は2級の欄に掲げる額

現行

職種	号俸	給料月額
1 保育士、介護員又は一般行政事務その他市長が規則で定めるもの	給与条例別表第1に定める <u>再任用職員</u> 以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、給与条例別表第1の1級又は2級の欄に掲げる額
2 病院、診療所等に勤務する医師又は歯科医師	給与条例別表第2のアに定める <u>再任用職員</u> 以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、給与条例別表第2のアの1級又は2級の欄に掲げる額
3 薬剤師、臨床心理士、公認心理師、管理栄養士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、診療放射線技師、歯科衛生士又は医療相談員その他市長が規則で定めるもの	給与条例別表第2のイに定める <u>再任用職員</u> 以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、給与条例別表第2のイの1級又は2級の欄に掲げる額
4 保健師又は病院、診療所等に勤務する准看護師、看護師若しくは助産師その他市長が規則で定めるもの	給与条例別表第2のウに定める <u>再任用職員</u> 以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、給与条例別表第2のウの1級又は2級の欄に掲げる額

飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条関係 飯田市職員の給与に関する条例新旧対照表（最終 令和3年11月30日飯田市条例第25号）

改正後（案）	現行
（勤勉手当の支給） 第27条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）、12月に支給する場合においては100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）</u>を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の45（特定管理職員にあつては、100分の55）、12月に支給する場合においては100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）</u>を乗じて得た額の総額 3・4 （略）	（勤勉手当の支給） 第27条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額 3・4 （略）

改正後（案）	現行
別表第1（第5条関係） 行政職給料表 【別記1 参照】 （備考）（略） 別表第2（第5条関係） ア 医療職給料表(1) 【別記2 参照】 （備考）（略） イ 医療職給料表(2) 【別記3 参照】 （備考）（略） ウ 医療職給料表(3) 【別記4 参照】 （備考） この表は、<u>保健師又は病院、診療所等に勤務する准看護師、看護師若しくは助産師</u>その他の職員で市長の定めるものに適用する。	別表第1（第5条関係） 行政職給料表 【別記1 参照】 （備考）（略） 別表第2（第5条関係） ア 医療職給料表(1) 【別記2 参照】 （備考）（略） イ 医療職給料表(2) 【別記3 参照】 （備考）（略） ウ 医療職給料表(3) 【別記4 参照】 （備考） この表は、<u>病院、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師</u>その他の職員で市長の定めるものに適用する。

【別記 1】

改正後（案）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>150,100</u>	<u>198,500</u>	<u>234,400</u>	<u>266,000</u>	<u>290,700</u>	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>	<u>236,000</u>	<u>267,700</u>	<u>292,900</u>	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>	<u>237,500</u>	<u>269,200</u>	<u>295,000</u>	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>	<u>239,000</u>	<u>271,000</u>	<u>297,000</u>	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>	<u>240,300</u>	<u>272,700</u>	<u>298,800</u>	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,500</u>	<u>300,800</u>	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>	<u>243,400</u>	<u>276,300</u>	<u>302,600</u>	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>	<u>244,900</u>	<u>278,300</u>	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>	<u>246,000</u>	<u>280,200</u>	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>	<u>247,500</u>	<u>282,200</u>	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>	<u>249,000</u>	<u>284,100</u>	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>	<u>250,300</u>	<u>286,000</u>	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500

13	<u>164, 100</u>	<u>219, 200</u>	<u>251, 800</u>	<u>287, 900</u>	315, 000	344, 600	392, 500	433, 900	494, 200
14	<u>165, 600</u>	<u>221, 000</u>	<u>253, 000</u>	<u>289, 700</u>	317, 100	346, 600	394, 800	435, 700	496, 500
15	<u>167, 100</u>	<u>222, 700</u>	<u>254, 300</u>	<u>291, 200</u>	319, 300	348, 600	397, 000	437, 700	498, 800
16	<u>168, 700</u>	<u>224, 500</u>	<u>255, 500</u>	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400	439, 700	501, 100
17	<u>169, 800</u>	<u>226, 100</u>	<u>256, 800</u>	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	441, 600	503, 200
18	<u>171, 200</u>	<u>227, 800</u>	<u>258, 200</u>	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200	443, 400	504, 600
19	<u>172, 600</u>	<u>229, 400</u>	<u>259, 600</u>	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	445, 200	506, 100
20	<u>174, 000</u>	<u>230, 900</u>	<u>261, 100</u>	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900	446, 900	507, 500
21	<u>175, 300</u>	<u>232, 200</u>	<u>262, 700</u>	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800	448, 700	508, 700
22	<u>177, 800</u>	<u>233, 800</u>	<u>264, 400</u>	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600	450, 200	510, 100
23	<u>180, 300</u>	<u>235, 400</u>	<u>266, 000</u>	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400	451, 600	511, 600
24	<u>182, 800</u>	<u>236, 900</u>	<u>267, 600</u>	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 100	513, 100
25	<u>185, 200</u>	<u>237, 900</u>	<u>269, 400</u>	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500	514, 200
26	<u>186, 900</u>	<u>239, 400</u>	<u>271, 200</u>	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600	455, 800	515, 300
27	<u>188, 500</u>	<u>240, 700</u>	<u>272, 900</u>	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100	457, 100	516, 500
28	<u>190, 200</u>	<u>241, 900</u>	<u>274, 600</u>	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300	517, 700
29	<u>191, 700</u>	<u>243, 100</u>	<u>276, 200</u>	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300	518, 700
30	<u>193, 400</u>	<u>244, 100</u>	<u>277, 900</u>	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000	519, 600
31	<u>195, 200</u>	<u>245, 100</u>	<u>279, 700</u>	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800	520, 500
32	<u>196, 900</u>	<u>246, 100</u>	<u>281, 200</u>	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500	521, 400
33	<u>198, 500</u>	<u>247, 200</u>	<u>282, 400</u>	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200	522, 200

34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		

55	<u>225, 100</u>	<u>272, 000</u>	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	<u>226, 000</u>	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	<u>226, 300</u>	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	<u>227, 100</u>	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	<u>227, 800</u>	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	<u>228, 500</u>	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	<u>229, 200</u>	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	<u>230, 000</u>	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	<u>230, 700</u>	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	<u>231, 300</u>	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	<u>231, 900</u>	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	<u>232, 500</u>	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	<u>233, 100</u>	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	<u>233, 800</u>	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	<u>234, 500</u>	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	<u>235, 100</u>	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	<u>235, 600</u>	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	<u>236, 300</u>	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	<u>237, 000</u>	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	<u>237, 600</u>	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	<u>238, 200</u>	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	

76	<u>238, 700</u>	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000				
77	<u>239, 300</u>	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200				
78	<u>240, 000</u>	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500				
79	<u>240, 700</u>	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800				
80	<u>241, 200</u>	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000				
81	<u>241, 700</u>	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200				
82	<u>242, 300</u>	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500				
83	<u>242, 900</u>	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800				
84	<u>243, 400</u>	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000				
85	<u>243, 900</u>	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200				
86	<u>244, 500</u>	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300					
87	<u>245, 100</u>	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600					
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800					
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000					
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300					
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600					
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800					
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000					
94		294, 900	342, 600	381, 500						
95		295, 200	343, 100	381, 900						
96		295, 600	343, 500	382, 300						

97	295, 800	343, 700	382, 600					
98	296, 100	344, 100	383, 100					
99	296, 500	344, 500	383, 500					
100	296, 900	344, 800	383, 900					
101	297, 100	345, 100	384, 200					
102	297, 400	345, 500						
103	297, 800	345, 900						
104	298, 100	346, 300						
105	298, 300	346, 800						
106	298, 600	347, 200						
107	299, 000	347, 600						
108	299, 300	348, 000						
109	299, 500	348, 500						
110	299, 900	348, 900						
111	300, 300	349, 200						
112	300, 600	349, 500						
113	300, 800	350, 000						
114	301, 000	350, 400						
115	301, 300	350, 700						
116	301, 700	351, 000						
117	301, 900	351, 500						

	118		302, 100	351, 900						
	119		302, 400	352, 200						
	120		302, 700	352, 500						
	121		303, 100	353, 000						
	122		303, 300							
	123		303, 600							
	124		303, 900							
	125		304, 200							
再 任 用 職 員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900	441, 000

現行

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>146,100</u>	<u>195,500</u>	<u>231,500</u>	<u>264,200</u>	<u>289,700</u>	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	<u>147,200</u>	<u>197,300</u>	<u>233,100</u>	<u>266,000</u>	<u>291,900</u>	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	<u>148,400</u>	<u>199,100</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	<u>294,000</u>	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	<u>149,500</u>	<u>200,900</u>	<u>236,200</u>	<u>269,900</u>	<u>296,000</u>	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	<u>150,600</u>	<u>202,400</u>	<u>237,600</u>	<u>271,600</u>	<u>297,900</u>	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	<u>151,700</u>	<u>204,200</u>	<u>239,300</u>	<u>273,400</u>	<u>300,000</u>	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>	<u>240,800</u>	<u>275,200</u>	<u>302,200</u>	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>	<u>242,400</u>	<u>277,200</u>	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>	<u>243,500</u>	<u>279,200</u>	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>	<u>245,000</u>	<u>281,200</u>	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>	<u>246,600</u>	<u>283,100</u>	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>	<u>247,900</u>	<u>285,000</u>	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>	<u>249,400</u>	<u>287,000</u>	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200

14	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>	<u>250,800</u>	<u>288,900</u>	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
15	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>	<u>252,100</u>	<u>290,800</u>	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
16	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>	<u>253,500</u>	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
17	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>	<u>255,000</u>	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>	<u>264,900</u>	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>	<u>266,500</u>	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100

35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	<u>205,000</u>	<u>253,600</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	<u>206,300</u>	<u>255,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	<u>207,600</u>	<u>256,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	<u>208,900</u>	<u>257,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	<u>210,200</u>	<u>258,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	<u>211,300</u>	<u>260,000</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	<u>212,600</u>	<u>261,200</u>	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	<u>213,900</u>	<u>262,500</u>	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	<u>215,200</u>	<u>263,600</u>	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	<u>216,300</u>	<u>264,700</u>	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	<u>217,400</u>	<u>265,800</u>	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	<u>218,400</u>	<u>267,100</u>	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	<u>219,500</u>	<u>268,400</u>	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	<u>220,600</u>	<u>269,400</u>	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	<u>221,600</u>	<u>270,500</u>	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	<u>222,500</u>	<u>271,800</u>	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		

56	<u>223,500</u>	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	<u>223,800</u>	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	<u>224,600</u>	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	<u>225,400</u>	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	<u>226,100</u>	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	<u>226,800</u>	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	<u>227,800</u>	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	<u>228,600</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	<u>229,400</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	<u>230,100</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	

77	<u>238, 400</u>	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200				
78	<u>239, 100</u>	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500				
79	<u>239, 800</u>	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800				
80	<u>240, 300</u>	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000				
81	<u>240, 800</u>	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200				
82	<u>241, 500</u>	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500				
83	<u>242, 200</u>	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800				
84	<u>242, 900</u>	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000				
85	<u>243, 500</u>	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200				
86	<u>244, 200</u>	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300					
87	<u>244, 900</u>	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600					
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800					
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000					
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300					
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600					
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800					
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000					
94		294, 900	342, 600	381, 500						
95		295, 200	343, 100	381, 900						
96		295, 600	343, 500	382, 300						
97		295, 800	343, 700	382, 600						

98	296, 100	344, 100	383, 100					
99	296, 500	344, 500	383, 500					
100	296, 900	344, 800	383, 900					
101	297, 100	345, 100	384, 200					
102	297, 400	345, 500						
103	297, 800	345, 900						
104	298, 100	346, 300						
105	298, 300	346, 800						
106	298, 600	347, 200						
107	299, 000	347, 600						
108	299, 300	348, 000						
109	299, 500	348, 500						
110	299, 900	348, 900						
111	300, 300	349, 200						
112	300, 600	349, 500						
113	300, 800	350, 000						
114	301, 000	350, 400						
115	301, 300	350, 700						
116	301, 700	351, 000						
117	301, 900	351, 500						
118	302, 100	351, 900						

	119		302, 400	352, 200						
	120		302, 700	352, 500						
	121		303, 100	353, 000						
	122		303, 300							
	123		303, 600							
	124		303, 900							
	125		304, 200							
再 任 用 職 員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900	441, 000

【別記2】

改正後（案）

職員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	<u>353,600</u>	<u>448,400</u>	<u>520,400</u>	601,700	706,500
	2	<u>356,100</u>	<u>451,400</u>	<u>523,300</u>	604,000	709,600
	3	<u>358,600</u>	<u>454,200</u>	<u>525,900</u>	606,200	712,700
	4	<u>361,100</u>	<u>457,100</u>	<u>528,600</u>	608,500	715,800
	5	<u>363,300</u>	<u>459,800</u>	<u>531,000</u>	610,700	718,700
	6	<u>367,100</u>	<u>462,800</u>	<u>533,300</u>	612,900	721,100
	7	<u>370,900</u>	<u>465,900</u>	<u>535,400</u>	615,100	723,500
	8	<u>374,700</u>	<u>468,700</u>	537,300	617,300	725,900
	9	<u>378,300</u>	<u>471,100</u>	539,500	619,300	728,100
	10	<u>382,300</u>	<u>473,700</u>	542,200	621,400	729,600
	11	<u>386,300</u>	<u>476,400</u>	544,800	623,500	731,100
	12	<u>390,300</u>	<u>479,200</u>	547,500	625,600	732,600
	13	<u>394,000</u>	<u>482,100</u>	549,900	627,700	734,100

14	<u>398, 000</u>	<u>485, 600</u>	552, 400	629, 800	735, 200
15	<u>401, 900</u>	<u>488, 600</u>	554, 800	631, 900	736, 300
16	<u>405, 700</u>	<u>492, 200</u>	557, 300	634, 000	737, 200
17	<u>409, 300</u>	<u>495, 600</u>	559, 300	636, 100	738, 400
18	<u>412, 800</u>	<u>498, 300</u>	561, 700	638, 100	739, 400
19	<u>416, 300</u>	<u>500, 800</u>	564, 000	640, 100	740, 400
20	<u>419, 800</u>	<u>503, 400</u>	566, 400	642, 100	741, 400
21	<u>423, 400</u>	<u>506, 100</u>	567, 900	643, 900	742, 400
22	<u>427, 100</u>	<u>508, 300</u>	570, 300	645, 700	
23	<u>430, 500</u>	<u>510, 200</u>	572, 600	647, 600	
24	<u>433, 800</u>	511, 800	574, 900	649, 500	
25	<u>437, 300</u>	513, 800	576, 900	651, 200	
26	<u>439, 800</u>	516, 100	579, 200	653, 000	
27	<u>442, 400</u>	518, 300	581, 400	654, 800	
28	<u>444, 700</u>	520, 600	583, 700	656, 600	
29	<u>447, 100</u>	522, 900	585, 800	658, 200	
30	<u>448, 900</u>	525, 000	588, 100	660, 000	
31	<u>450, 700</u>	527, 000	590, 400	661, 800	
32	<u>452, 700</u>	529, 100	592, 600	663, 600	
33	<u>454, 900</u>	531, 000	594, 600	665, 200	
34	<u>457, 200</u>	532, 800	596, 700	667, 000	

35	<u>459,300</u>	534,600	598,800	668,700
36	<u>461,600</u>	536,600	600,900	670,500
37	<u>463,700</u>	538,500	603,000	672,100
38	<u>466,100</u>	540,500	604,800	673,700
39	<u>468,300</u>	542,400	606,600	675,100
40	<u>470,300</u>	544,400	608,400	676,700
41	<u>472,500</u>	546,200	610,100	678,200
42	<u>473,500</u>	548,000	611,900	679,600
43	<u>474,300</u>	549,700	613,700	681,000
44	475,000	551,500	615,500	682,300
45	476,200	553,300	617,100	683,500
46	477,600	555,100	618,800	684,500
47	479,100	556,900	620,600	685,500
48	480,600	558,600	622,400	686,500
49	481,700	560,400	624,000	687,500
50	482,700	562,100	625,300	688,400
51	483,700	563,900	626,600	689,300
52	484,500	565,700	627,900	690,200
53	485,400	567,600	628,900	691,000
54	486,300	568,800	630,200	691,900
55	487,000	570,000	631,500	692,800

56	487, 900	571, 200	632, 800	693, 700
57	488, 600	572, 400	633, 800	694, 600
58	489, 500	573, 400	634, 600	695, 500
59	490, 300	574, 400	635, 400	696, 400
60	491, 100	575, 400	636, 200	697, 100
61	491, 600	576, 200	637, 100	698, 000
62	492, 100	576, 900	637, 900	698, 900
63	492, 500	577, 600	638, 800	699, 800
64	493, 000	578, 300	639, 600	700, 700
65	493, 300	579, 000	640, 500	701, 600
66		579, 700	641, 400	
67		580, 400	642, 100	
68		581, 000	643, 000	
69		581, 300	643, 900	
70		582, 000	644, 700	
71		582, 700	645, 600	
72		583, 400	646, 500	
73		583, 800	647, 300	
74		584, 400	648, 200	
75		585, 100	649, 100	
76		585, 800	649, 800	

77	586, 200	650, 600
78	586, 800	651, 500
79	587, 400	652, 400
80	587, 900	653, 300
81	588, 500	654, 100
82	589, 000	655, 000
83	589, 500	655, 900
84	590, 000	656, 800
85	590, 400	657, 600
86	591, 000	658, 500
87	591, 400	659, 400
88	591, 900	660, 300
89	592, 400	661, 100
90	593, 000	
91	593, 600	
92	594, 000	
93	594, 500	
94	595, 100	
95	595, 700	
96	596, 300	
97	596, 800	

現行

職員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	<u>349,800</u>	<u>445,000</u>	<u>519,000</u>	601,700	706,500
	2	<u>352,300</u>	<u>448,000</u>	<u>521,900</u>	604,000	709,600
	3	<u>354,800</u>	<u>450,900</u>	<u>524,500</u>	606,200	712,700
	4	<u>357,300</u>	<u>453,800</u>	<u>527,200</u>	608,500	715,800
	5	<u>359,500</u>	<u>456,500</u>	<u>529,800</u>	610,700	718,700
	6	<u>363,300</u>	<u>459,700</u>	<u>532,200</u>	612,900	721,100
	7	<u>367,100</u>	<u>462,800</u>	<u>534,900</u>	615,100	723,500
	8	<u>370,900</u>	<u>465,900</u>	537,300	617,300	725,900
	9	<u>374,500</u>	<u>468,700</u>	539,500	619,300	728,100
	10	<u>378,500</u>	<u>471,400</u>	542,200	621,400	729,600
	11	<u>382,500</u>	<u>474,500</u>	544,800	623,500	731,100
	12	<u>386,500</u>	<u>477,700</u>	547,500	625,600	732,600
	13	<u>390,300</u>	<u>480,600</u>	549,900	627,700	734,100
	14	<u>394,300</u>	<u>484,100</u>	552,400	629,800	735,200

15	<u>398, 200</u>	<u>487, 100</u>	554, 800	631, 900	736, 300
16	<u>402, 100</u>	<u>490, 700</u>	557, 300	634, 000	737, 200
17	<u>405, 800</u>	<u>494, 300</u>	559, 300	636, 100	738, 400
18	<u>409, 400</u>	<u>497, 000</u>	561, 700	638, 100	739, 400
19	<u>412, 900</u>	<u>499, 500</u>	564, 000	640, 100	740, 400
20	<u>416, 500</u>	<u>502, 100</u>	566, 400	642, 100	741, 400
21	<u>420, 100</u>	<u>504, 900</u>	567, 900	643, 900	742, 400
22	<u>423, 800</u>	<u>507, 200</u>	570, 300	645, 700	
23	<u>427, 300</u>	<u>509, 700</u>	572, 600	647, 600	
24	<u>430, 600</u>	511, 800	574, 900	649, 500	
25	<u>434, 100</u>	513, 800	576, 900	651, 200	
26	<u>436, 800</u>	516, 100	579, 200	653, 000	
27	<u>439, 400</u>	518, 300	581, 400	654, 800	
28	<u>442, 000</u>	520, 600	583, 700	656, 600	
29	<u>444, 800</u>	522, 900	585, 800	658, 200	
30	<u>446, 700</u>	525, 000	588, 100	660, 000	
31	<u>448, 900</u>	527, 000	590, 400	661, 800	
32	<u>451, 300</u>	529, 100	592, 600	663, 600	
33	<u>453, 500</u>	531, 000	594, 600	665, 200	
34	<u>455, 800</u>	532, 800	596, 700	667, 000	
35	<u>457, 900</u>	534, 600	598, 800	668, 700	

36	<u>460, 200</u>	536, 600	600, 900	670, 500
37	<u>462, 400</u>	538, 500	603, 000	672, 100
38	<u>464, 800</u>	540, 500	604, 800	673, 700
39	<u>467, 000</u>	542, 400	606, 600	675, 100
40	<u>469, 000</u>	544, 400	608, 400	676, 700
41	<u>471, 300</u>	546, 200	610, 100	678, 200
42	<u>472, 500</u>	548, 000	611, 900	679, 600
43	<u>473, 900</u>	549, 700	613, 700	681, 000
44	475, 000	551, 500	615, 500	682, 300
45	476, 200	553, 300	617, 100	683, 500
46	477, 600	555, 100	618, 800	684, 500
47	479, 100	556, 900	620, 600	685, 500
48	480, 600	558, 600	622, 400	686, 500
49	481, 700	560, 400	624, 000	687, 500
50	482, 700	562, 100	625, 300	688, 400
51	483, 700	563, 900	626, 600	689, 300
52	484, 500	565, 700	627, 900	690, 200
53	485, 400	567, 600	628, 900	691, 000
54	486, 300	568, 800	630, 200	691, 900
55	487, 000	570, 000	631, 500	692, 800
56	487, 900	571, 200	632, 800	693, 700

57	488, 600	572, 400	633, 800	694, 600
58	489, 500	573, 400	634, 600	695, 500
59	490, 300	574, 400	635, 400	696, 400
60	491, 100	575, 400	636, 200	697, 100
61	491, 600	576, 200	637, 100	698, 000
62	492, 100	576, 900	637, 900	698, 900
63	492, 500	577, 600	638, 800	699, 800
64	493, 000	578, 300	639, 600	700, 700
65	493, 300	579, 000	640, 500	701, 600
66		579, 700	641, 400	
67		580, 400	642, 100	
68		581, 000	643, 000	
69		581, 300	643, 900	
70		582, 000	644, 700	
71		582, 700	645, 600	
72		583, 400	646, 500	
73		583, 800	647, 300	
74		584, 400	648, 200	
75		585, 100	649, 100	
76		585, 800	649, 800	
77		586, 200	650, 600	

78	586,800	651,500
79	587,400	652,400
80	587,900	653,300
81	588,500	654,100
82	589,000	655,000
83	589,500	655,900
84	590,000	656,800
85	590,400	657,600
86	591,000	658,500
87	591,400	659,400
88	591,900	660,300
89	592,400	661,100
90	593,000	
91	593,600	
92	594,000	
93	594,500	
94	595,100	
95	595,700	
96	596,300	
97	596,800	

【別記3】

改正後（案）

職員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>155,100</u>	<u>191,500</u>	<u>226,800</u>	<u>252,400</u>	<u>282,100</u>	327,000	371,100
	2	<u>156,500</u>	<u>193,100</u>	<u>228,400</u>	<u>253,500</u>	<u>284,000</u>	329,000	373,800
	3	<u>157,900</u>	<u>194,700</u>	<u>230,000</u>	<u>254,700</u>	<u>286,100</u>	331,200	376,400
	4	<u>159,300</u>	<u>196,300</u>	<u>231,600</u>	<u>256,000</u>	<u>288,100</u>	333,400	379,100
	5	<u>160,500</u>	<u>197,800</u>	<u>233,000</u>	<u>257,200</u>	<u>290,200</u>	335,200	381,500
	6	<u>162,300</u>	<u>199,300</u>	<u>234,600</u>	<u>258,400</u>	<u>292,300</u>	337,400	384,200
	7	<u>164,000</u>	<u>200,900</u>	<u>236,100</u>	<u>259,500</u>	<u>294,200</u>	339,400	386,800
	8	<u>165,600</u>	<u>202,400</u>	<u>237,700</u>	<u>260,500</u>	<u>296,200</u>	341,600	389,500
	9	<u>167,200</u>	<u>204,000</u>	<u>238,600</u>	<u>261,800</u>	<u>298,000</u>	343,400	391,600
	10	<u>168,900</u>	<u>205,700</u>	<u>240,000</u>	<u>262,500</u>	<u>299,900</u>	345,500	393,900
	11	<u>170,500</u>	<u>207,300</u>	<u>241,400</u>	<u>263,400</u>	<u>301,500</u>	347,600	396,100
	12	<u>172,300</u>	<u>209,000</u>	<u>242,500</u>	<u>264,200</u>	303,100	349,700	398,300
	13	<u>173,700</u>	<u>210,400</u>	<u>244,000</u>	<u>265,300</u>	305,100	351,200	400,400

14	<u>175,500</u>	<u>212,000</u>	<u>245,300</u>	<u>266,400</u>	307,000	353,200	402,400
15	<u>177,400</u>	<u>213,600</u>	<u>246,500</u>	<u>267,600</u>	309,100	355,100	404,400
16	<u>179,200</u>	<u>215,200</u>	<u>247,800</u>	<u>268,700</u>	311,100	357,100	406,500
17	<u>181,100</u>	<u>216,600</u>	<u>248,600</u>	<u>270,200</u>	313,100	358,900	408,300
18	<u>182,600</u>	<u>218,200</u>	<u>249,800</u>	<u>271,900</u>	315,100	360,900	410,300
19	<u>184,400</u>	<u>219,900</u>	<u>250,900</u>	<u>273,600</u>	317,200	362,900	412,200
20	<u>186,200</u>	<u>221,600</u>	<u>252,000</u>	<u>275,300</u>	319,300	364,900	414,300
21	<u>187,700</u>	<u>222,900</u>	<u>253,400</u>	<u>277,000</u>	321,100	366,700	416,100
22	<u>189,200</u>	<u>224,400</u>	<u>254,200</u>	<u>278,700</u>	323,100	368,700	417,700
23	<u>190,700</u>	<u>225,800</u>	<u>255,100</u>	<u>280,400</u>	324,900	370,800	419,300
24	<u>192,200</u>	<u>227,300</u>	<u>256,000</u>	<u>282,000</u>	326,900	372,900	420,800
25	<u>193,800</u>	<u>228,500</u>	<u>257,000</u>	<u>283,700</u>	328,600	374,300	422,300
26	<u>195,100</u>	<u>229,900</u>	<u>258,100</u>	<u>285,400</u>	330,500	376,100	423,600
27	<u>196,600</u>	<u>231,200</u>	<u>259,200</u>	<u>287,200</u>	332,500	377,900	424,900
28	<u>198,000</u>	<u>232,400</u>	<u>260,400</u>	<u>288,800</u>	334,500	379,600	426,200
29	<u>199,500</u>	<u>233,600</u>	<u>261,800</u>	<u>290,200</u>	335,800	381,400	427,500
30	<u>200,700</u>	<u>234,900</u>	<u>263,400</u>	<u>291,800</u>	337,600	382,900	428,700
31	<u>202,000</u>	<u>236,400</u>	<u>265,000</u>	<u>293,400</u>	339,300	384,500	429,900
32	<u>203,300</u>	<u>237,700</u>	<u>266,500</u>	295,100	341,100	386,200	431,000
33	<u>204,700</u>	<u>238,700</u>	<u>267,800</u>	296,800	342,800	387,500	432,200
34	<u>206,100</u>	<u>240,000</u>	<u>269,500</u>	298,500	344,600	388,800	433,400

35	<u>207, 400</u>	<u>240, 900</u>	<u>271, 100</u>	300, 300	346, 500	390, 100	434, 600
36	<u>208, 800</u>	<u>242, 100</u>	<u>272, 700</u>	302, 100	348, 300	391, 300	435, 800
37	<u>209, 900</u>	<u>243, 400</u>	<u>274, 100</u>	303, 400	350, 100	392, 400	437, 100
38	<u>211, 200</u>	<u>244, 500</u>	<u>275, 600</u>	305, 100	351, 800	393, 600	437, 900
39	<u>212, 500</u>	<u>245, 600</u>	<u>277, 200</u>	306, 600	353, 400	394, 700	438, 300
40	<u>213, 800</u>	<u>246, 700</u>	<u>278, 600</u>	308, 200	355, 100	395, 800	439, 000
41	<u>214, 900</u>	<u>247, 800</u>	<u>279, 800</u>	309, 900	356, 300	396, 600	439, 500
42	<u>216, 100</u>	<u>248, 700</u>	<u>281, 200</u>	311, 600	357, 400	397, 400	439, 900
43	<u>217, 300</u>	<u>249, 600</u>	<u>282, 700</u>	313, 200	358, 600	398, 200	440, 300
44	<u>218, 500</u>	<u>250, 400</u>	284, 200	314, 900	359, 800	399, 000	440, 700
45	<u>219, 600</u>	<u>251, 500</u>	285, 700	315, 800	361, 000	399, 400	441, 100
46	<u>220, 700</u>	<u>252, 800</u>	287, 400	317, 200	361, 800	400, 000	441, 500
47	<u>221, 700</u>	<u>254, 100</u>	289, 100	318, 700	363, 000	400, 500	441, 900
48	<u>222, 700</u>	<u>255, 300</u>	290, 700	320, 300	364, 100	400, 900	442, 200
49	<u>223, 600</u>	<u>256, 800</u>	291, 900	321, 700	365, 100	401, 300	442, 500
50	<u>224, 500</u>	<u>258, 200</u>	293, 500	323, 000	366, 100	401, 600	442, 900
51	<u>225, 400</u>	<u>259, 400</u>	294, 800	324, 200	367, 100	401, 900	443, 200
52	<u>226, 300</u>	<u>260, 600</u>	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200	443, 500
53	<u>226, 600</u>	<u>261, 600</u>	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500	443, 800
54	<u>227, 400</u>	<u>262, 900</u>	299, 200	327, 600	369, 700	402, 800	
55	<u>228, 000</u>	<u>264, 200</u>	300, 600	328, 700	370, 600	403, 100	

56	<u>228,800</u>	<u>265,300</u>	302,100	329,700	371,500	403,400
57	<u>229,500</u>	<u>266,100</u>	303,100	330,200	372,000	403,700
58	<u>230,200</u>	<u>267,300</u>	304,300	331,100	372,800	404,000
59	<u>230,800</u>	<u>268,500</u>	305,500	331,900	373,600	404,300
60	<u>231,400</u>	<u>269,600</u>	306,900	332,800	374,400	404,700
61	<u>232,100</u>	<u>270,500</u>	308,200	333,600	374,800	404,900
62	<u>232,700</u>	<u>271,600</u>	309,400	333,900	375,500	405,200
63	<u>233,300</u>	<u>272,700</u>	310,700	334,500	376,200	405,500
64	<u>234,000</u>	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	<u>234,600</u>	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	<u>235,300</u>	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300
67	<u>236,000</u>	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600
68	<u>236,700</u>	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900
69	<u>237,300</u>	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100
70	<u>237,900</u>	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400
71	<u>238,500</u>	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700
72	<u>239,000</u>	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000
73	<u>239,600</u>	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200
74	<u>240,300</u>	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	<u>241,000</u>	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	<u>241,500</u>	284,500	320,400	342,300	383,400	

77	<u>241,900</u>	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	<u>242,400</u>	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	<u>242,900</u>	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	<u>243,200</u>	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	<u>243,500</u>	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	<u>243,800</u>	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	<u>244,100</u>	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	<u>244,400</u>	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	<u>244,700</u>	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300	387,900	
87		289,700	325,600	346,600	388,300	
88		289,900	326,000	346,900	388,700	
89		290,300	326,400	347,300	389,100	
90		290,500	326,800	347,600	389,600	
91		290,700	327,200	348,000	390,000	
92		290,900	327,600	348,300	390,400	
93		291,300	327,900	348,700	390,800	
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		

	98		292, 700	329, 300	350, 300			
	99		292, 900	329, 600	350, 700			
	100		293, 200	329, 900	351, 100			
	101		293, 500	330, 100	351, 600			
	102		293, 700	330, 400	352, 000			
	103		293, 900	330, 800	352, 400			
	104		294, 200	331, 000	352, 800			
	105		294, 500	331, 200	353, 300			
	106			331, 400	353, 700			
	107			331, 800	354, 100			
	108			332, 000	354, 500			
	109			332, 200	355, 000			
	110			332, 600	355, 400			
	111			333, 000	355, 800			
	112			333, 400	356, 200			
	113			333, 600	356, 700			
再 任 用 職 員		188, 700	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100	322, 800	365, 000

現行

職員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>151,000</u>	<u>188,400</u>	<u>223,600</u>	<u>249,600</u>	<u>281,000</u>	327,000	371,100
	2	<u>152,400</u>	<u>190,000</u>	<u>225,200</u>	<u>250,800</u>	<u>282,900</u>	329,000	373,800
	3	<u>153,800</u>	<u>191,600</u>	<u>226,800</u>	<u>252,000</u>	<u>285,000</u>	331,200	376,400
	4	<u>155,200</u>	<u>193,200</u>	<u>228,400</u>	<u>253,400</u>	<u>287,000</u>	333,400	379,100
	5	<u>156,400</u>	<u>194,700</u>	<u>229,800</u>	<u>254,600</u>	<u>289,100</u>	335,200	381,500
	6	<u>158,200</u>	<u>196,200</u>	<u>231,400</u>	<u>255,800</u>	<u>291,200</u>	337,400	384,200
	7	<u>159,900</u>	<u>197,800</u>	<u>232,900</u>	<u>257,000</u>	<u>293,100</u>	339,400	386,800
	8	<u>161,500</u>	<u>199,300</u>	<u>234,500</u>	<u>258,000</u>	<u>295,100</u>	341,600	389,500
	9	<u>163,100</u>	<u>200,900</u>	<u>235,600</u>	<u>259,300</u>	<u>297,100</u>	343,400	391,600
	10	<u>164,800</u>	<u>202,600</u>	<u>237,100</u>	<u>260,100</u>	<u>299,100</u>	345,500	393,900
	11	<u>166,400</u>	<u>204,200</u>	<u>238,500</u>	<u>261,100</u>	<u>301,100</u>	347,600	396,100
	12	<u>168,200</u>	<u>205,900</u>	<u>239,700</u>	<u>262,100</u>	303,100	349,700	398,300
	13	<u>169,700</u>	<u>207,300</u>	<u>241,300</u>	<u>263,400</u>	305,100	351,200	400,400
	14	<u>171,600</u>	<u>208,900</u>	<u>242,700</u>	<u>264,600</u>	307,000	353,200	402,400

15	<u>173,600</u>	<u>210,500</u>	<u>243,900</u>	<u>266,200</u>	309,100	355,100	404,400
16	<u>175,500</u>	<u>212,100</u>	<u>245,300</u>	<u>267,600</u>	311,100	357,100	406,500
17	<u>177,400</u>	<u>213,500</u>	<u>246,100</u>	<u>269,100</u>	313,100	358,900	408,300
18	<u>179,200</u>	<u>215,100</u>	<u>247,300</u>	<u>270,800</u>	315,100	360,900	410,300
19	<u>181,000</u>	<u>216,800</u>	<u>248,500</u>	<u>272,500</u>	317,200	362,900	412,200
20	<u>182,900</u>	<u>218,500</u>	<u>249,600</u>	<u>274,200</u>	319,300	364,900	414,300
21	<u>184,700</u>	<u>219,800</u>	<u>251,000</u>	<u>276,000</u>	321,100	366,700	416,100
22	<u>186,200</u>	<u>221,300</u>	<u>251,900</u>	<u>277,700</u>	323,100	368,700	417,700
23	<u>187,700</u>	<u>222,700</u>	<u>252,900</u>	<u>279,400</u>	324,900	370,800	419,300
24	<u>189,200</u>	<u>224,200</u>	<u>254,000</u>	<u>281,000</u>	326,900	372,900	420,800
25	<u>190,800</u>	<u>225,600</u>	<u>255,200</u>	<u>282,800</u>	328,600	374,300	422,300
26	<u>192,100</u>	<u>227,000</u>	<u>256,400</u>	<u>284,500</u>	330,500	376,100	423,600
27	<u>193,600</u>	<u>228,300</u>	<u>257,800</u>	<u>286,300</u>	332,500	377,900	424,900
28	<u>195,000</u>	<u>229,600</u>	<u>259,300</u>	<u>287,900</u>	334,500	379,600	426,200
29	<u>196,500</u>	<u>230,900</u>	<u>260,700</u>	<u>289,600</u>	335,800	381,400	427,500
30	<u>197,700</u>	<u>232,300</u>	<u>262,300</u>	<u>291,400</u>	337,600	382,900	428,700
31	<u>199,000</u>	<u>233,800</u>	<u>263,900</u>	<u>293,200</u>	339,300	384,500	429,900
32	<u>200,300</u>	<u>235,200</u>	<u>265,400</u>	295,100	341,100	386,200	431,000
33	<u>201,700</u>	<u>236,200</u>	<u>266,800</u>	296,800	342,800	387,500	432,200
34	<u>203,100</u>	<u>237,500</u>	<u>268,500</u>	298,500	344,600	388,800	433,400
35	<u>204,400</u>	<u>238,500</u>	<u>270,100</u>	300,300	346,500	390,100	434,600

36	<u>205,800</u>	<u>239,700</u>	<u>271,700</u>	302,100	348,300	391,300	435,800
37	<u>206,900</u>	<u>241,000</u>	<u>273,200</u>	303,400	350,100	392,400	437,100
38	<u>208,200</u>	<u>242,300</u>	<u>274,700</u>	305,100	351,800	393,600	437,900
39	<u>209,500</u>	<u>243,400</u>	<u>276,300</u>	306,600	353,400	394,700	438,300
40	<u>210,800</u>	<u>244,700</u>	<u>277,700</u>	308,200	355,100	395,800	439,000
41	<u>211,900</u>	<u>246,000</u>	<u>279,200</u>	309,900	356,300	396,600	439,500
42	<u>213,100</u>	<u>247,000</u>	<u>280,800</u>	311,600	357,400	397,400	439,900
43	<u>214,300</u>	<u>248,200</u>	<u>282,500</u>	313,200	358,600	398,200	440,300
44	<u>215,500</u>	<u>249,300</u>	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	<u>216,700</u>	<u>250,400</u>	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	<u>217,800</u>	<u>251,700</u>	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	<u>218,800</u>	<u>253,000</u>	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	<u>219,900</u>	<u>254,200</u>	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	<u>220,900</u>	<u>255,800</u>	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	<u>221,900</u>	<u>257,200</u>	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	<u>222,800</u>	<u>258,400</u>	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	<u>223,800</u>	<u>259,600</u>	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	<u>224,100</u>	<u>260,700</u>	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	<u>224,900</u>	<u>262,000</u>	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	<u>225,600</u>	<u>263,300</u>	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	<u>226,400</u>	<u>264,400</u>	302,100	329,700	371,500	403,400	

57	<u>227, 100</u>	<u>265, 200</u>	303, 100	330, 200	372, 000	403, 700
58	<u>228, 000</u>	<u>266, 500</u>	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000
59	<u>228, 700</u>	<u>267, 800</u>	305, 500	331, 900	373, 600	404, 300
60	<u>229, 400</u>	<u>269, 100</u>	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700
61	<u>230, 300</u>	<u>270, 000</u>	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900
62	<u>231, 000</u>	<u>271, 200</u>	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200
63	<u>231, 900</u>	<u>272, 500</u>	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500
64	<u>232, 900</u>	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800
65	<u>233, 500</u>	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000
66	<u>234, 200</u>	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900	406, 300
67	<u>234, 900</u>	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600	406, 600
68	<u>235, 600</u>	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200	406, 900
69	<u>236, 300</u>	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600	407, 100
70	<u>236, 900</u>	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100	407, 400
71	<u>237, 500</u>	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600	407, 700
72	<u>238, 000</u>	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100	408, 000
73	<u>238, 700</u>	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700	408, 200
74	<u>239, 400</u>	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200	
75	<u>240, 100</u>	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800	
76	<u>240, 600</u>	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400	
77	<u>241, 000</u>	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900	

78	<u>241, 600</u>	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400	
79	<u>242, 200</u>	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900	
80	<u>242, 800</u>	287, 100	322, 500	344, 200	385, 400	
81	<u>243, 100</u>	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700	
82	<u>243, 500</u>	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200	
83	<u>243, 900</u>	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600	
84	<u>244, 200</u>	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000	
85	<u>244, 500</u>	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400	
86		289, 500	325, 400	346, 300	387, 900	
87		289, 700	325, 600	346, 600	388, 300	
88		289, 900	326, 000	346, 900	388, 700	
89		290, 300	326, 400	347, 300	389, 100	
90		290, 500	326, 800	347, 600	389, 600	
91		290, 700	327, 200	348, 000	390, 000	
92		290, 900	327, 600	348, 300	390, 400	
93		291, 300	327, 900	348, 700	390, 800	
94		291, 500	328, 100	349, 000		
95		291, 700	328, 500	349, 300		
96		292, 000	328, 800	349, 600		
97		292, 400	329, 000	349, 900		
98		292, 700	329, 300	350, 300		

	99		292, 900	329, 600	350, 700			
	100		293, 200	329, 900	351, 100			
	101		293, 500	330, 100	351, 600			
	102		293, 700	330, 400	352, 000			
	103		293, 900	330, 800	352, 400			
	104		294, 200	331, 000	352, 800			
	105		294, 500	331, 200	353, 300			
	106			331, 400	353, 700			
	107			331, 800	354, 100			
	108			332, 000	354, 500			
	109			332, 200	355, 000			
	110			332, 600	355, 400			
	111			333, 000	355, 800			
	112			333, 400	356, 200			
	113			333, 600	356, 700			
再 任 用 職 員		188, 700	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100	322, 800	365, 000

【別記4】

改正後（案）

職員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>169,900</u>	<u>197,000</u>	<u>243,600</u>	<u>265,700</u>	<u>288,400</u>	330,100	374,100
	2	<u>171,300</u>	<u>198,900</u>	<u>245,400</u>	<u>266,600</u>	<u>290,000</u>	332,200	376,700
	3	<u>172,800</u>	<u>200,900</u>	<u>247,200</u>	<u>267,500</u>	<u>291,600</u>	334,200	379,400
	4	<u>174,200</u>	<u>202,800</u>	<u>249,000</u>	<u>268,400</u>	<u>293,400</u>	336,400	382,000
	5	<u>175,600</u>	<u>204,900</u>	<u>250,400</u>	<u>268,900</u>	<u>295,000</u>	338,400	384,200
	6	<u>177,100</u>	<u>206,900</u>	<u>251,700</u>	<u>269,900</u>	<u>296,800</u>	340,500	386,600
	7	<u>178,600</u>	<u>209,100</u>	<u>252,800</u>	<u>270,600</u>	<u>298,500</u>	342,600	388,900
	8	<u>180,100</u>	<u>211,200</u>	<u>254,100</u>	<u>271,500</u>	<u>300,200</u>	344,700	391,200
	9	<u>181,300</u>	<u>213,200</u>	<u>254,900</u>	<u>272,600</u>	<u>301,900</u>	346,200	393,200
	10	<u>183,000</u>	<u>214,600</u>	<u>255,800</u>	<u>273,200</u>	<u>303,500</u>	348,200	395,300
	11	<u>184,600</u>	<u>216,000</u>	<u>256,700</u>	<u>274,200</u>	<u>304,800</u>	350,100	397,500
	12	<u>186,100</u>	<u>217,200</u>	<u>257,500</u>	<u>275,200</u>	306,100	352,100	399,800
	13	<u>187,500</u>	<u>218,600</u>	<u>258,600</u>	<u>276,200</u>	307,600	354,000	401,700

14	<u>189,500</u>	<u>220,000</u>	<u>259,600</u>	<u>277,200</u>	309,200	356,100	403,700
15	<u>191,500</u>	<u>221,500</u>	<u>260,400</u>	<u>278,200</u>	311,000	358,200	405,900
16	<u>193,500</u>	<u>222,700</u>	<u>261,300</u>	<u>279,300</u>	312,800	360,200	408,100
17	<u>195,500</u>	<u>224,100</u>	<u>261,800</u>	<u>280,600</u>	314,500	362,200	410,100
18	<u>197,500</u>	<u>225,600</u>	<u>262,700</u>	<u>281,800</u>	316,100	364,200	412,300
19	<u>199,500</u>	<u>227,100</u>	<u>263,500</u>	<u>282,800</u>	317,800	366,300	414,500
20	<u>201,500</u>	<u>228,600</u>	<u>264,300</u>	<u>284,000</u>	319,500	368,400	416,600
21	<u>203,500</u>	<u>229,700</u>	<u>265,200</u>	<u>285,500</u>	320,900	370,100	418,500
22	<u>205,400</u>	<u>231,400</u>	<u>265,900</u>	<u>287,100</u>	322,400	372,200	420,400
23	<u>207,500</u>	<u>233,100</u>	<u>266,800</u>	<u>288,400</u>	323,900	374,300	422,200
24	<u>209,600</u>	<u>234,700</u>	<u>267,600</u>	<u>289,700</u>	325,400	376,300	424,100
25	<u>211,200</u>	<u>236,000</u>	<u>268,600</u>	<u>290,800</u>	326,800	378,300	425,800
26	<u>212,500</u>	<u>237,700</u>	<u>269,400</u>	<u>292,400</u>	328,200	379,900	427,400
27	<u>213,700</u>	<u>239,400</u>	<u>270,300</u>	<u>294,100</u>	329,700	381,800	429,100
28	<u>215,000</u>	<u>241,100</u>	<u>271,300</u>	<u>295,600</u>	331,300	383,700	430,700
29	<u>216,200</u>	<u>242,700</u>	<u>272,500</u>	<u>296,600</u>	332,400	385,500	432,000
30	<u>217,300</u>	<u>244,100</u>	<u>273,700</u>	<u>298,000</u>	333,900	387,200	433,300
31	<u>218,600</u>	<u>245,400</u>	<u>275,200</u>	<u>299,400</u>	335,300	389,100	434,900
32	<u>219,700</u>	<u>246,500</u>	<u>276,500</u>	300,900	336,800	390,900	436,400
33	<u>221,000</u>	<u>247,500</u>	<u>278,000</u>	302,300	338,400	392,600	438,100
34	<u>222,300</u>	<u>248,600</u>	<u>279,400</u>	303,800	339,900	394,300	439,700

35	<u>223,600</u>	<u>249,500</u>	<u>280,600</u>	305,400	341,500	396,100	441,100
36	<u>224,900</u>	<u>250,500</u>	<u>281,800</u>	307,000	343,000	397,800	442,500
37	<u>226,000</u>	<u>251,200</u>	<u>283,300</u>	308,300	344,700	399,400	443,600
38	<u>227,400</u>	<u>252,200</u>	<u>284,500</u>	309,700	346,300	401,100	444,900
39	<u>228,700</u>	<u>253,100</u>	<u>285,900</u>	311,100	347,800	402,900	446,200
40	<u>230,100</u>	<u>254,100</u>	<u>287,100</u>	312,700	349,400	404,700	447,600
41	<u>231,000</u>	<u>254,500</u>	<u>288,100</u>	314,200	350,600	406,200	448,600
42	<u>232,400</u>	<u>255,400</u>	<u>289,400</u>	315,600	352,100	407,700	449,300
43	<u>233,700</u>	<u>256,200</u>	<u>290,700</u>	317,000	353,600	409,200	450,100
44	<u>235,100</u>	<u>256,900</u>	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	<u>236,300</u>	<u>257,700</u>	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	<u>237,700</u>	<u>258,400</u>	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	<u>239,000</u>	<u>259,300</u>	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	<u>240,300</u>	<u>260,100</u>	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	<u>241,200</u>	<u>260,900</u>	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	<u>242,300</u>	<u>261,800</u>	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	<u>243,300</u>	<u>262,700</u>	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	<u>244,300</u>	<u>263,700</u>	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	<u>245,000</u>	<u>264,800</u>	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	<u>246,000</u>	<u>266,000</u>	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	<u>246,900</u>	<u>267,300</u>	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100

56	<u>247, 800</u>	<u>268, 600</u>	308, 300	334, 200	370, 900	424, 100	459, 800
57	<u>248, 500</u>	<u>270, 000</u>	309, 100	335, 100	372, 000	425, 200	460, 600
58	<u>249, 500</u>	<u>271, 500</u>	310, 300	336, 400	372, 900	425, 700	
59	<u>250, 100</u>	<u>272, 900</u>	311, 500	337, 600	373, 900	426, 300	
60	<u>250, 900</u>	<u>274, 300</u>	312, 900	338, 900	374, 900	426, 700	
61	<u>251, 700</u>	<u>275, 600</u>	314, 000	340, 000	375, 500	427, 300	
62	<u>252, 500</u>	<u>276, 900</u>	315, 300	340, 900	376, 300	427, 800	
63	<u>253, 300</u>	<u>278, 300</u>	316, 600	342, 100	377, 100	428, 200	
64	<u>254, 100</u>	<u>279, 400</u>	317, 800	343, 400	377, 900	428, 700	
65	<u>254, 800</u>	<u>280, 500</u>	319, 100	344, 500	378, 600	429, 300	
66	<u>255, 500</u>	<u>281, 800</u>	320, 400	345, 700	379, 300	429, 700	
67	<u>256, 300</u>	<u>283, 100</u>	321, 700	346, 900	380, 100	430, 000	
68	<u>257, 000</u>	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800	430, 300	
69	<u>257, 800</u>	285, 500	323, 700	349, 000	381, 400	430, 700	
70	<u>258, 600</u>	287, 000	324, 800	350, 000	382, 000	431, 100	
71	<u>259, 500</u>	288, 500	325, 900	351, 100	382, 700	431, 400	
72	<u>260, 500</u>	289, 900	326, 800	352, 200	383, 300	431, 700	
73	<u>261, 800</u>	290, 900	328, 100	353, 000	384, 000	432, 100	
74	<u>263, 100</u>	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500	432, 500	
75	<u>264, 200</u>	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100	432, 800	
76	<u>265, 300</u>	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600	433, 100	

77	<u>266, 200</u>	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000	433, 500
78	<u>267, 200</u>	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600	
79	<u>268, 400</u>	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100	
80	<u>269, 400</u>	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400	
81	<u>270, 300</u>	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700	
82	<u>271, 200</u>	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200	
83	<u>272, 200</u>	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600	
84	<u>273, 100</u>	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900	
85	<u>273, 900</u>	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200	
86	<u>274, 700</u>	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700	
87	<u>275, 600</u>	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200	
88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600	
89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900	
90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300	
91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800	
92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200	
93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600	
94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400	393, 000	
95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800	393, 500	
96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100	393, 900	
97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700	394, 300	

98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200	394, 700		
99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700	395, 200		
100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200	395, 600		
101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800	396, 000		
102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300			
103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800			
104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200			
105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800			
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300			
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800			
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300			
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900			
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300			
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800			
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300			
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900			
114	293, 700	324, 900	357, 700	376, 300			
115	294, 100	325, 300	358, 200	376, 800			
116	294, 400	325, 600	358, 600	377, 300			
117	294, 700	325, 800	359, 000	377, 900			
118	295, 000	326, 100	359, 400	378, 300			

119	295,300	326,500	359,900	378,800			
120	295,700	326,700	360,400	379,300			
121	296,000	326,900	360,800	379,900			
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					

140	301, 900	332, 900					
141	302, 100	333, 200					
142	302, 500	333, 600					
143	302, 900	333, 900					
144	303, 200	334, 300					
145	303, 400	334, 600					
146	303, 600	335, 000					
147	303, 900	335, 400					
148	304, 300	335, 800					
149	304, 500	336, 100					
150	304, 700	336, 500					
151	305, 000	336, 900					
152	305, 300	337, 300					
153	305, 700	337, 600					
154	305, 900						
155	306, 100						
156	306, 400						
157	306, 700						
158	307, 000						
159	307, 300						
160	307, 600						

	161	308, 000						
	162	308, 300						
	163	308, 600						
	164	308, 900						
	165	309, 300						
	166	309, 600						
	167	309, 900						
	168	310, 200						
	169	310, 600						
再 任 用 職 員		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200	370, 600

現行

職員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>165,300</u>	<u>192,400</u>	<u>240,200</u>	<u>262,700</u>	<u>287,100</u>	330,100	374,100
	2	<u>166,700</u>	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>263,700</u>	<u>288,800</u>	332,200	376,700
	3	<u>168,200</u>	<u>196,600</u>	<u>243,800</u>	<u>264,600</u>	<u>290,400</u>	334,200	379,400
	4	<u>169,600</u>	<u>198,600</u>	<u>245,600</u>	<u>265,700</u>	<u>292,200</u>	336,400	382,000
	5	<u>171,000</u>	<u>200,700</u>	<u>247,000</u>	<u>266,200</u>	<u>293,900</u>	338,400	384,200
	6	<u>172,500</u>	<u>203,000</u>	<u>248,300</u>	<u>267,200</u>	<u>295,700</u>	340,500	386,600
	7	<u>174,000</u>	<u>205,300</u>	<u>249,400</u>	<u>268,000</u>	<u>297,400</u>	342,600	388,900
	8	<u>175,500</u>	<u>207,500</u>	<u>250,700</u>	<u>268,900</u>	<u>299,100</u>	344,700	391,200
	9	<u>176,700</u>	<u>209,800</u>	<u>251,700</u>	<u>270,000</u>	<u>301,000</u>	346,200	393,200
	10	<u>178,400</u>	<u>211,200</u>	<u>252,700</u>	<u>270,700</u>	<u>302,700</u>	348,200	395,300
	11	<u>180,000</u>	<u>212,600</u>	<u>253,600</u>	<u>271,800</u>	<u>304,400</u>	350,100	397,500
	12	<u>181,500</u>	<u>213,800</u>	<u>254,500</u>	<u>273,000</u>	306,100	352,100	399,800
	13	<u>182,900</u>	<u>215,200</u>	<u>255,700</u>	<u>274,300</u>	307,600	354,000	401,700
	14	<u>184,900</u>	<u>216,600</u>	<u>256,800</u>	<u>275,400</u>	309,200	356,100	403,700

15	<u>186,900</u>	<u>218,100</u>	<u>257,600</u>	<u>276,600</u>	311,000	358,200	405,900
16	<u>188,900</u>	<u>219,300</u>	<u>258,600</u>	<u>278,000</u>	312,800	360,200	408,100
17	<u>191,000</u>	<u>220,700</u>	<u>259,100</u>	<u>279,300</u>	314,500	362,200	410,100
18	<u>193,100</u>	<u>222,200</u>	<u>260,000</u>	<u>280,600</u>	316,100	364,200	412,300
19	<u>195,200</u>	<u>223,700</u>	<u>261,000</u>	<u>281,600</u>	317,800	366,300	414,500
20	<u>197,300</u>	<u>225,200</u>	<u>261,800</u>	<u>282,800</u>	319,500	368,400	416,600
21	<u>199,300</u>	<u>226,300</u>	<u>262,700</u>	<u>284,400</u>	320,900	370,100	418,500
22	<u>201,500</u>	<u>228,000</u>	<u>263,600</u>	<u>286,000</u>	322,400	372,200	420,400
23	<u>203,700</u>	<u>229,700</u>	<u>264,500</u>	<u>287,300</u>	323,900	374,300	422,200
24	<u>205,900</u>	<u>231,400</u>	<u>265,500</u>	<u>288,600</u>	325,400	376,300	424,100
25	<u>207,800</u>	<u>232,700</u>	<u>266,700</u>	<u>289,900</u>	326,800	378,300	425,800
26	<u>209,100</u>	<u>234,400</u>	<u>267,600</u>	<u>291,500</u>	328,200	379,900	427,400
27	<u>210,300</u>	<u>236,100</u>	<u>268,800</u>	<u>293,200</u>	329,700	381,800	429,100
28	<u>211,600</u>	<u>237,800</u>	<u>270,000</u>	<u>294,700</u>	331,300	383,700	430,700
29	<u>212,800</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	<u>296,000</u>	332,400	385,500	432,000
30	<u>213,900</u>	<u>240,800</u>	<u>272,600</u>	<u>297,600</u>	333,900	387,200	433,300
31	<u>215,200</u>	<u>242,100</u>	<u>274,100</u>	<u>299,200</u>	335,300	389,100	434,900
32	<u>216,400</u>	<u>243,200</u>	<u>275,400</u>	300,900	336,800	390,900	436,400
33	<u>217,700</u>	<u>244,400</u>	<u>277,000</u>	302,300	338,400	392,600	438,100
34	<u>219,000</u>	<u>245,500</u>	<u>278,400</u>	303,800	339,900	394,300	439,700
35	<u>220,300</u>	<u>246,400</u>	<u>279,600</u>	305,400	341,500	396,100	441,100

36	<u>221,600</u>	<u>247,500</u>	<u>280,800</u>	307,000	343,000	397,800	442,500
37	<u>222,700</u>	<u>248,400</u>	<u>282,400</u>	308,300	344,700	399,400	443,600
38	<u>224,100</u>	<u>249,500</u>	<u>283,600</u>	309,700	346,300	401,100	444,900
39	<u>225,400</u>	<u>250,400</u>	<u>285,000</u>	311,100	347,800	402,900	446,200
40	<u>226,800</u>	<u>251,500</u>	<u>286,200</u>	312,700	349,400	404,700	447,600
41	<u>227,700</u>	<u>251,900</u>	<u>287,500</u>	314,200	350,600	406,200	448,600
42	<u>229,100</u>	<u>252,800</u>	<u>289,000</u>	315,600	352,100	407,700	449,300
43	<u>230,500</u>	<u>253,700</u>	<u>290,500</u>	317,000	353,600	409,200	450,100
44	<u>231,900</u>	<u>254,400</u>	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	<u>233,100</u>	<u>255,200</u>	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	<u>234,500</u>	<u>256,100</u>	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	<u>235,800</u>	<u>257,000</u>	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	<u>237,100</u>	<u>258,000</u>	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	<u>238,100</u>	<u>259,000</u>	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	<u>239,200</u>	<u>260,000</u>	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	<u>240,200</u>	<u>261,200</u>	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	<u>241,300</u>	<u>262,400</u>	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	<u>242,200</u>	<u>263,500</u>	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	<u>243,300</u>	<u>264,900</u>	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	<u>244,200</u>	<u>266,200</u>	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	<u>245,200</u>	<u>267,500</u>	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800

57	<u>245,900</u>	<u>269,000</u>	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	<u>246,900</u>	<u>270,500</u>	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	<u>247,600</u>	<u>271,900</u>	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	<u>248,400</u>	<u>273,300</u>	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	<u>249,200</u>	<u>274,700</u>	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	<u>250,200</u>	<u>276,000</u>	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	<u>251,000</u>	<u>277,400</u>	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	<u>252,000</u>	<u>278,500</u>	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	<u>252,900</u>	<u>279,900</u>	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	<u>253,700</u>	<u>281,400</u>	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	<u>254,800</u>	<u>282,900</u>	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	<u>255,700</u>	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	<u>256,500</u>	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	<u>257,500</u>	287,000	324,800	350,000	382,000	431,100	
71	<u>258,400</u>	288,500	325,900	351,100	382,700	431,400	
72	<u>259,400</u>	289,900	326,800	352,200	383,300	431,700	
73	<u>260,800</u>	290,900	328,100	353,000	384,000	432,100	
74	<u>262,100</u>	292,300	328,800	354,100	384,500	432,500	
75	<u>263,200</u>	293,500	329,900	355,200	385,100	432,800	
76	<u>264,300</u>	294,800	331,100	356,300	385,600	433,100	
77	<u>265,300</u>	296,200	332,200	357,000	386,000	433,500	

78	<u>266,300</u>	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	<u>267,500</u>	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	<u>268,500</u>	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	<u>269,400</u>	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	<u>270,400</u>	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	<u>271,500</u>	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	<u>272,600</u>	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	<u>273,400</u>	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	<u>274,300</u>	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	<u>275,400</u>	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700	

99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700	395, 200		
100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200	395, 600		
101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800	396, 000		
102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300			
103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800			
104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200			
105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800			
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300			
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800			
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300			
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900			
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300			
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800			
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300			
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900			
114	293, 700	324, 900	357, 700	376, 300			
115	294, 100	325, 300	358, 200	376, 800			
116	294, 400	325, 600	358, 600	377, 300			
117	294, 700	325, 800	359, 000	377, 900			
118	295, 000	326, 100	359, 400	378, 300			
119	295, 300	326, 500	359, 900	378, 800			

120	295, 700	326, 700	360, 400	379, 300			
121	296, 000	326, 900	360, 800	379, 900			
122	296, 400	327, 200	361, 300				
123	296, 700	327, 500	361, 800				
124	297, 100	327, 800	362, 300				
125	297, 300	328, 000	362, 600				
126	297, 500	328, 300					
127	297, 800	328, 700					
128	298, 200	328, 900					
129	298, 400	329, 100					
130	298, 700	329, 300					
131	299, 100	329, 700					
132	299, 500	329, 900					
133	299, 700	330, 200					
134	300, 000	330, 600					
135	300, 400	331, 000					
136	300, 700	331, 400					
137	300, 900	331, 700					
138	301, 200	332, 100					
139	301, 600	332, 500					
140	301, 900	332, 900					

141	302, 100	333, 200					
142	302, 500	333, 600					
143	302, 900	333, 900					
144	303, 200	334, 300					
145	303, 400	334, 600					
146	303, 600	335, 000					
147	303, 900	335, 400					
148	304, 300	335, 800					
149	304, 500	336, 100					
150	304, 700	336, 500					
151	305, 000	336, 900					
152	305, 300	337, 300					
153	305, 700	337, 600					
154	305, 900						
155	306, 100						
156	306, 400						
157	306, 700						
158	307, 000						
159	307, 300						
160	307, 600						
161	308, 000						

	162	308, 300						
	163	308, 600						
	164	308, 900						
	165	309, 300						
	166	309, 600						
	167	309, 900						
	168	310, 200						
	169	310, 600						
再 任 用 職 員		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200	370, 600

第2条関係 飯田市職員の給与に関する条例新旧対照表（最終 令和3年11月30日飯田市条例第25号）

改正後（案）	現行
（勤勉手当の支給） 第27条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の100</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額 3・4 （略）	（勤勉手当の支給） 第27条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の95</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の115</u>）、<u>12月に支給する場合においては100分の105</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 （2）前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の45</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の55</u>）、<u>12月に支給する場合においては100分の50</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3・4 （略）

第3条関係 飯田市職員の給与に関する条例新旧対照表（最終 令和3年11月30日飯田市条例第25号）

改正後（案）	現行
附 則 1～17 （略） <u>18 飯田市立病院に勤務する職員のうち、診療報酬の算定方法その他の国が定める基準に基づき行う処遇改善の対象として市長が規則で定めるものに対し、当分の間、給料月額のほか、当該処遇改善に要する額として市長が規則で定める額を給料として支給する。</u> <u>19 前項に規定する市長が規則で定める額は、第25条第3項に規定する給料の月額、第27条第3項に規定する給料の月額及び飯田市職員の退職手当に関する条例（昭和38年飯田市条例第4号）第3条第1項に規定する退職日給料月額には適用しない。</u>	附 則 1～17 （略）

第4条関係 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例新旧対照表（最終 令和4年6月27日飯田市条例第21号）

改正後（案）	現行
（給与の額） 第3条 （略） 2 常勤の職員の通勤手当及び期末手当の支給額は、飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）の適用を受ける一般職の職員の例により算定される額とする。ただし、飯田市職員の給与に関する条例第25条第1項中「100分の120」とあるのは、<u>6月に支給する場合においては「100分の162.5」と、12月に支給する場合においては「100分の167.5」とする。</u>この場合において、期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。	（給与の額） 第3条 （略） 2 常勤の職員の通勤手当及び期末手当の支給額は、飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）の適用を受ける一般職の職員の例により算定される額とする。ただし、飯田市職員の給与に関する条例第25条第1項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。この場合において、期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。

第5条関係 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例新旧対照表（最終 令和4年6月27日飯田市条例第21号）

改正後（案）	現行
（給与の額） 第3条 （略） 2 常勤の職員の通勤手当及び期末手当の支給額は、飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）の適用を受ける一般職の職員の例により算定される額とする。ただし、飯田市職員の給与に関する条例第25条第1項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。この場合において、期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。	（給与の額） 第3条 （略） 2 常勤の職員の通勤手当及び期末手当の支給額は、飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）の適用を受ける一般職の職員の例により算定される額とする。ただし、飯田市職員の給与に関する条例第25条第1項中「100分の120」とあるのは、<u>6月に支給する場合においては「100分の162.5」と、12月に支給する場合においては「100分の167.5」と</u>とする。この場合において、期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。

第6条関係 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（最終 令和3年11月30日飯田市条例第25号）

改正後（案）	現行
（期末手当） 第5条 （略） 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 （略）	（期末手当） 第5条 （略） 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 （略）

第7条関係 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（最終 令和3年11月30日飯田市条例第25号）

改正後（案）	現行
（期末手当） 第5条 （略） 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 （略）	（期末手当） 第5条 （略） 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 （略）

第8条関係 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例新旧対照表（最終 令和3年11月30日飯田市条例第25号）

改正後（案）	現行
（給与の特例） 第5条 第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 【別記 参照】 2～4（略） （給与条例の適用除外等） 第6条 （略） 2 任期付研究員に対する給与条例の適用については、同条例第3条第1項中「この条例に基づく」とあるのは「この条例及び飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年飯田市条例第32号。第25条第4項において「任期付研究員条例」という。）第5条の規定による」と、第23条の5中「職員」とあるのは「職員及び任期付研究員」と、第25条第1項中「100分の120」とあるのは、<u>6月に支給する場合においては「100分の162.5」と、12月に支給する場合には「100分の167.5」と</u>、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、それぞれ読み替えるものとする。	（給与の特例） 第5条 第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 【別記 参照】 2～4（略） （給与条例の適用除外等） 第6条 （略） 2 任期付研究員に対する給与条例の適用については、同条例第3条第1項中「この条例に基づく」とあるのは「この条例及び飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年飯田市条例第32号。第25条第4項において「任期付研究員条例」という。）第5条の規定による」と、第23条の5中「職員」とあるのは「職員及び任期付研究員」と、第25条第1項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第4項中「もの」とあるのは「<u>もの及び任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員</u>」と、それぞれ読み替えるものとする。

【別記】

改正後（案）

号俸	給料月額
	円
1	<u>332,000</u>
2	367,000
3	394,000

現行

号俸	給料月額
	円
1	<u>331,000</u>
2	367,000
3	394,000

第9条関係 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例新旧対照表（最終 令和3年11月30日飯田市条例第25号）

改正後（案）	現行
（給与条例の適用除外等） 第6条 （略） 2 任期付研究員に対する給与条例の適用については、同条例第3条第1項中「この条例に基づく」とあるのは「この条例及び飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年飯田市条例第32号。第25条第4項において「任期付研究員条例」という。）第5条の規定による」と、第23条の5中「職員」とあるのは「職員及び任期付研究員」と、第25条第1項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、それぞれ読み替えるものとする。	（給与条例の適用除外等） 第6条 （略） 2 任期付研究員に対する給与条例の適用については、同条例第3条第1項中「この条例に基づく」とあるのは「この条例及び飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年飯田市条例第32号。第25条第4項において「任期付研究員条例」という。）第5条の規定による」と、第23条の5中「職員」とあるのは「職員及び任期付研究員」と、第25条第1項中「100分の120」とあるのは、<u>6月に支給する場合においては「100分の162.5」と、12月に支給する場合においては「100分の167.5」</u>と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、それぞれ読み替えるものとする。

第10条関係 一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（最終 令和3年11月30日飯田市条例第25号）

改正後（案）	現行
（給与に関する特例） 第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この条及び次条において「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 【別記 参照】 2～5（略） （給与条例の適用除外等） 第5条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第23条の2第1項、第23条の5、第25条第1項及び同条第4項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年飯田市条例第5号。第23条の2第1項及び第25条第4項において「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第23条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員（第23条の5において「特定任期付職員」という。）である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第23条の5中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第25条第1項中「100分の120」とあるのは、<u>6月に支給する場合においては「100分の162.5」と、12月に支給する場合においては「100分の167.5」と</u>、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける	（給与に関する特例） 第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下この条及び次条において「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 【別記 参照】 2～5（略） （給与条例の適用除外等） 第5条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第23条の2第1項、第23条の5、第25条第1項及び同条第4項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年飯田市条例第5号。第23条の2第1項及び第25条第4項において「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第23条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員（第23条の5において「特定任期付職員」という。）である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第23条の5中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第25条第1項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。

改正後（案）	現行
職員」とする。	

【別記】

改正後（案）

号俸	給料月額
	円
1	<u>376,000</u>
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000

現行

号俸	給料月額
	円
1	<u>375,000</u>
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000

第11条関係 一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（最終 令和3年11月30日飯田市条例第25号）

改正後（案）	現行
（給与条例の適用除外等） 第5条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第23条の2第1項、第23条の5、第25条第1項及び同条第4項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年飯田市条例第5号。第23条の2第1項及び第25条第4項において「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第23条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員（第23条の5において「特定任期付職員」という。）である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第23条の5中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第25条第1項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。	（給与条例の適用除外等） 第5条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第23条の2第1項、第23条の5、第25条第1項及び同条第4項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年飯田市条例第5号。第23条の2第1項及び第25条第4項において「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第23条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員（第23条の5において「特定任期付職員」という。）である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第23条の5中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第25条第1項中「100分の120」とあるのは、<u>6月に支給する場合においては「100分の162.5」と、12月に支給する場合においては「100分の167.5」</u>と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」とする。

第12条関係 飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（最終 令和元年 9 月30日飯田市条例第30号）

改正後（案）	現行
附 則 （施行期日） 1・2 （略） 3 第3条の規定にかかわらず、飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年飯田市条例第 号。この項において「改正条例」という。）第1条の規定の施行の日から令和5年3月31日までのフルタイム会計年度任用職員の給料の額は、次の給料表によるものとする。 【別記 参照】	附 則 （施行期日） 1・2 （略）

【別記】

改正後（案）

給料表

職種	号俸	給料月額
1 保育士、介護員又は一般行政事務その他市長が規則で定めるもの	改正条例の規定による改正前の給与条例別表第1に定める再任用職員以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第1の1級又は2級の欄に掲げる額
2 病院、診療所等に勤務する医師又は歯科医師	改正条例の規定による改正前の給与条例別表第2のアに定める再任用職員以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第2のアの1級又は2級の欄に掲げる額
3 薬剤師、臨床心理士、公認心理師、管理栄養士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、診療放射線技師、歯科衛生士又は医療相談員その他市長が規則で定めるもの	改正条例の規定による改正前の給与条例別表第2のイに定める再任用職員以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第2のイの1級又は2級の欄に掲げる額
4 保健師又は病院、診療所等に勤務する准看護師、看護師若しくは助産師その他市長が規則で定めるもの	改正条例の規定による改正前の給与条例別表第2のウに定める再任用職員以外の職員に係る号俸	その者の号俸に応じ、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第2のウの1級又は2級の欄に掲げる額

第13条関係 飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（最終 令和元年 9 月30日飯田市条例第30号）

改正後（案）	現行
（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額） 第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した<u>会計年度任用職員</u>の当該休日に代わる代休日を含む。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（代休日を指定されて当該期間内のいずれかの日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した<u>会計年度任用職員</u>の当該日に代わる代休日を含み、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条の規定により計算して得た額を当該フルタイム会計年度任用職員の給料から減額する。 附 則 1～3 （略） <u>4 飯田市立病院に勤務する会計年度任用職員のうち、診療報酬の算定方法その他の国が定める基準に基づき行う処遇改善の対象として市長が規則で定めるものに対し、当分の間、第3条に規定する給料の額又は第18条第1項に規定する報酬の額のほか、当該処遇改善に要する額として市長が規則で定める額を給料又は報酬として支給する。</u>	（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額） 第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員）の当該休日に代わる代休日を含む。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（代休日を指定されて当該期間内のいずれかの日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員）の当該日に代わる代休日を含み、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条の規定により計算して得た額を当該フルタイム会計年度任用職員の給料から減額する。 附 則 1～3 （略）

改正後（案）	現行
<u>5 前項に規定する市長が規則で定める額は、第15条第3項に規定する給料の月額、第26条第3項に規定する報酬の月額及び飯田市職員の退職手当に関する条例（昭和38年飯田市条例第4号）第3条第1項に規定する退職日給料月額には適用しない。</u>	

飯田市職員の退職手当に関する条例新旧対照表（最終 令和元年 9 月 30 日飯田市条例第33号）

改正後（案）	現行
（適用範囲） 第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち、常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合にはその者、死亡した場合にはその遺族に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは職員とみなし、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による疾病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。 （11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）	（適用範囲） 第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち、常時勤務に服することを要するもの（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。</u>以下「職員」という。）が退職した場合にはその者、死亡した場合にはその遺族に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは職員とみなし、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による疾病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。 （11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

改正後（案）	現行
第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者 (2)～(4) （略） 2・3 （略） （25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額） 第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者 (2)～(7) （略） 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（<u>同項</u>の規定に該当する者を除く。）に対	第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者 (2)～(4) （略） 2・3 （略） （25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額） 第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者 (2)～(7) （略） 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（<u>前項</u>の規定に該当する者を除く。）に対

改正後（案）	現行
する退職手当の基本額について準用する。 3 （略） （定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例） 第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職又は死亡の日（以下この項において「退職等の日」という。）において定められているその者に係る定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 【表】 （略） （退職手当の調整額） 第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施	する退職手当の基本額について準用する。 3 （略） （定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例） 第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職又は死亡の日（以下この項において「退職等の日」という。）において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 【表】 （略） （退職手当の調整額） 第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施

改正後（案）	現行
行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする」と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）<u>、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。）のうち市長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。</u> (1)～(9) （略） 2～5 （略） （定年前に退職する意思を有する職員の募集等） 第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。 (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>20</u>	行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする」と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）<u>、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち市長が別に定めるものを除く。）</u>ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。 (1)～(9) （略） 2～5 （略） （定年前に退職する意思を有する職員の募集等） 第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。 (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>15</u>

改正後（案）	現行
年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集 (2) （略） 2～17 （略） （失業者の退職手当） 第10条 （略） 2・3 （略） 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他別に定める理由によるものである職員が<u>当該退職後</u>一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、別に定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する<u>支給期間</u>」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算	年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集 (2) （略） 2～17 （略） （失業者の退職手当） 第10条 （略） 2・3 （略） 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他別に定める理由によるものである職員が、<u>当該退職後</u>一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、別に定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する<u>支給期間</u>」とする。

改正後（案）	現行
<u>定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。</u> 5～10 （略） 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(4) （略） (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居住を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (6) （略） 12～17 （略） （退職手当の支払の差止め） 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退	5～10 （略） 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(4) （略） (5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居住を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (6) （略） 12～17 （略） （退職手当の支払の差止め） 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退

改正後（案）	現行
職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) （略） 2～4 （略） 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) （略） (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経	職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) （略） 2～4 （略） 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) （略） (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経

改正後（案）	現行
過した場合 (3) （略） 6～10 （略） （退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる	過した場合 (3) （略） 6～10 （略） （退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限） 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員に対する免職処分</u>」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員に対する免職処分</u>の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引

改正後（案）	現行
職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 （略） （退職をした者の退職手当の返納） 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員として	き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 （略） （退職をした者の退職手当の返納） 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合に<u>あつては</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。 (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在

改正後（案）	現行
の引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 （略） （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。<u>以下この項から第6項まで</u>において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた<u>場合には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 （略） （退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付） 第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。<u>以下この条</u>において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた<u>場合に</u>あつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

改正後（案）	現行
2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する飯田市行政手続条例第15条の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為を	2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する飯田市行政手続条例第15条の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた<u>場合に</u>あつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為を

改正後（案）	現行
したと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた<u>場合には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた<u>場合には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該	したと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた<u>場合に</u>あつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた<u>場合に</u>あつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員に対する免職処分</u>を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等

改正後（案）	現行
一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた<u>場合には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 6～8 （略） 附 則 1～9 （略） 10 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（飯田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年飯田市条例第67号。以下「条例第67号」という。）附則第4項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第18項から第26項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第10項」とする。 11 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第67号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第21項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 12 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第67号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は附則第19項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第10項の規定の例により計算して	の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた<u>場合に</u>あつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 6～8 （略） 附 則 1～9 （略） 10 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（飯田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年飯田市条例第67号。以下「条例第67号」という。）附則第4項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第10項」とする。 11 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第67号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 12 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第67号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第10項の規定の例により計算して得られる額とす

改正後（案）	現行
得られる額とする。 13 （略） 14 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法<u>附則第13条</u>の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 15・16 （略） 17 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者	る。 13 （略） 14 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法<u>附則第11条</u>の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。 15・16 （略） 17 <u>平成34年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者

改正後（案）	現行
であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」 とする。 <u>18 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額</u>	であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」 とする。

改正後（案）	現行
<u>について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第18項」とする。</u> <u>19 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第19項」とする。</u> <u>20 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</u> <u>(1) 飯田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年飯田市条例第 号）による改正前の飯田市職員の定年等に関する条例（昭和59年飯田市条例第32号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員</u> <u>(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として別に定める職員</u> <u>21 飯田市職員の給与に関する条例附則第11項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u> <u>22 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項</u>	

改正後（案）	現行						
<u>の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第20項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては別に定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。</u> <u>23 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（別に定める者を除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。</u> <table border="1" data-bbox="230 1174 1055 1383"> <tr> <td data-bbox="230 1174 813 1243"><u>附則第20項各号に掲げる職員以外の者</u></td><td data-bbox="813 1174 1055 1243"><u>60歳</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="230 1243 813 1311"><u>附則第20項第1号に掲げる職員</u></td><td data-bbox="813 1243 1055 1311"><u>65歳</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="230 1311 813 1383"><u>附則第20項第2号に掲げる職員</u></td><td data-bbox="813 1311 1055 1383"><u>別に定める年齢</u></td></tr> </table>	<u>附則第20項各号に掲げる職員以外の者</u>	<u>60歳</u>	<u>附則第20項第1号に掲げる職員</u>	<u>65歳</u>	<u>附則第20項第2号に掲げる職員</u>	<u>別に定める年齢</u>	
<u>附則第20項各号に掲げる職員以外の者</u>	<u>60歳</u>						
<u>附則第20項第1号に掲げる職員</u>	<u>65歳</u>						
<u>附則第20項第2号に掲げる職員</u>	<u>別に定める年齢</u>						

改正後（案）	現行
<u>24 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <u>25 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第23項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第23項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u> <u>26 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第23項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した</u>	

改正後（案）	現行
<u>日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u>	

飯田市職員の定年等に関する条例新旧対照表（最終 平成12年12月26日飯田市条例第53号）

改正後（案）	現行
<u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条）</u> <u>第2章 定年制度（第2条―第5条）</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u> <u>第5章 雑則（第14条）</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> （趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定により、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>第2章 定年制度</u> （定年） 第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 （定年による退職の特例） 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由がある</u>と認めるとき	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定により、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> （定年） 第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、病院において医療業務に従事する医師である職員にあつては、年齢65年とする。</u> （定年による退職の特例） 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認</u>

改正後（案）	現行
は、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員</u>の退職により<u>生ずる欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が生ずること。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員</u>の退職による欠員を容易に補充することが<u>できず</u>公務の運営に著しい支障が生ずること。 (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>当該職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限	めるときは、<u>その職員</u>に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、<u>その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u> (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員</u>の退職による欠員を容易に補充することが<u>できない</u>とき。 (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限

改正後（案）	現行
が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u> 5 （略） 第3章 管理監督職勤務上限年齢制 <u>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</u> 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、飯田市職員の給与に関する条例（昭和32年飯田市条例第38号）第23条の4第1項（飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成5年飯田市条例第84号）第4条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する職（別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。	が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u> 5 （略）

改正後（案）	現行
<u>（管理監督職勤務上限年齢）</u> <u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u> <u>（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）</u> <u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u> <u>（1）当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。</u> <u>（2）人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u> <u>（3）当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」</u>	

改正後（案）	現行
<u>という。）の他の職への降任等もする場合には、第１号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u> <u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u> <u>第９条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の４月１日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第３項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u> <u>（１）当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>（２）当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u>	

改正後（案）	現行
<u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> <u>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満た</u>	

改正後（案）	現行
<u>ない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u> <u>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u> <u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u> <u>第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u> <u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u>	

改正後（案）	現行
<u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u> <u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u> <u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u> <u>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤</u>	

改正後（案）	現行								
<u>務の職に採用することができる。</u> <u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u> <u>第5章 雑則</u> <u>（委任）</u> <u>第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u> 附 則 1・2 （略） <u>（定年に関する経過措置）</u> <u>3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table><tr><td><u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u></td><td><u>61年</u></td></tr><tr><td><u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u></td><td><u>62年</u></td></tr><tr><td><u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u></td><td><u>63年</u></td></tr><tr><td><u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u></td><td><u>64年</u></td></tr></table> <u>4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、飯田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年飯田市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の</u>	<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>	<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>	<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>	<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>	附 則 1・2 （略）
<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>								
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>								
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>								
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>								

改正後（案）	現行		
<u>右欄に掲げる字句とする。</u> <table border="1" data-bbox="264 331 1055 384"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和13年3月31日まで</td><td>65年</td></tr> </table> <u>（情報の提供及び勤務の意思の確認）</u> <u>5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u> <u>別表（第6条関係）</u> <u>（1）<u>飯田市立病院、飯田市立高松診療所及び飯田市立病院介護老人保健施設</u></u>	令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年	
令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年		

改正後（案）	現行
<u>(2) 飯田市立診療所</u> <u>(3) 飯田市国民健康保険診療所</u> <u>(4) 飯田市休日夜間急患診療所</u>	

飯田市中山間地域における地域振興住宅の運営に関する条例新旧対照表（最終 令和4年3月28日飯田市条例第4号）

改正後（案）	現行
別表（第6条関係） 【別記 参照】	別表（第6条関係） 【別記 参照】

【別記】

改正後（案）

名称	位置
(略)	
上村中郷第2地域振興住宅	飯田市上村410番地4
<u>南信濃押出第1地域振興住宅</u>	<u>飯田市南信濃和田130番地</u>
(略)	

現行

名称	位置
(略)	
上村中郷第2地域振興住宅	飯田市上村410番地4
(略)	

飯田市立診療所条例新旧対照表（最終 平成24年12月26日飯田市条例第41号）

改正後（案）	現行
（診療日等） 第5条 （略） 【別記 参照】	（診療日等） 第5条 （略） 【別記 参照】

【別記】

改正後（案）

診療所名	診療日	診療時間
飯田市立千代診療所	月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)	(1) <u>月曜日</u> <u>午後1時から午後5時まで</u> (2) <u>火曜日、木曜日及び金曜日</u> <u>午前9時から午後5時まで</u> (3) <u>水曜日並びに毎月の第1土曜日及び第3土曜日</u> <u>午前9時から正午まで</u>
(略)		

現行

診療所名	診療日	診療時間
飯田市立千代診療所	月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)	(1) <u>月曜日、火曜日及び木曜日</u> <u>午前9時から午後5時まで</u> (2) <u>水曜日、金曜日及び土曜日</u> <u>午前9時から正午まで</u>
(略)		

飯田市山本区財産区管理条例新旧対照表（最終 令和2年9月29日飯田市条例第31号）

改正後（案）	現行
（設置及び組織） 第2条 飯田市山本区財産区（以下「財産区」という。）に、財産区管理会（以下「管理会」という。）を置く。 2 管理会は、財産区管理委員（以下「委員」という。）<u>6人</u>をもって組織する。 （委員の選任） 第3条 委員は、財産区の区域内に3月以上住所を有する者であつて、飯田市の議会の議員の被選挙権を有するもの（<u>次条において「被選挙権を有する者」という。</u>）の中から、飯田市長が<u>あらかじめ</u>議会の同意を得て選任する。 第6条 （略） 2 委員から管理会の招集の請求があるときは、会長は<u>これを</u>招集しなければならない。 （会議） 第7条 管理会は、<u>4人以上</u>の委員が出席しなければ会議を開くことができない。 2・3 （略） （管理会の同意を要する事項） 第9条 財産区の財産又は営造物の管理又は処分であらかじめ管理会の同意を要するものは、次のとおりとする。 (1)～(10) （略）	（設置及び組織） 第2条 飯田市山本区財産区（以下「財産区」という。）に、財産区管理会を置く。 2 <u>前項に規定する財産区管理会（以下「管理会」という。）は</u>、財産区管理委員（以下「委員」という。）<u>5人</u>をもって組織する。 （委員の選任） 第3条 委員は、財産区の区域内に3月以上住所を有する者であつて、飯田市の議会の議員の被選挙権を有するもの（<u>以下「被選挙権を有する者」という。</u>）の中から、飯田市長が議会の同意を得て選任する。 第6条 （略） 2 委員から管理会の招集の請求があるときは、会長は、<u>これを</u>招集しなければならない。 （会議） 第7条 管理会は、<u>3人以上</u>の委員が出席しなければ会議を開くことができない。 2・3 （略） （管理会の同意を要する事項） 第9条 財産区の財産又は営造物の管理又は処分で管理会の同意を要するものは、次のとおりとする。 (1)～(10) （略）

飯田市営住宅等条例新旧対照表（最終 令和4年3月28日飯田市条例第7号）

改正後（案）	現行
別表第1（第2条、第3条関係） 1 1号市営住宅 【別記1 参照】 2・3 （略） 4 4号市営住宅 【別記2 参照】 5 （略） 別表第4（第57条関係） 【別記3 参照】 別表第5（第59条関係） 【別記4 参照】	別表第1（第2条、第3条関係） 1 1号市営住宅 【別記1 参照】 2・3 （略） 4 4号市営住宅 【別記2 参照】 5 （略） 別表第4（第57条関係） 【別記3 参照】 別表第5（第59条関係） 【別記4 参照】

【別記 1】

改正後（案）

名称	位置
(略)	
下栗市営住宅	飯田市上村
(略)	

現行

名称	位置
(略)	
下栗市営住宅	飯田市上村
<u>樋口市営住宅</u>	<u>飯田市南信濃和田</u>
(略)	

【別記2】

改正後（案）

名称	位置
(略)	
中橋市営住宅	飯田市南信濃和田

現行

名称	位置
(略)	
中橋市営住宅	飯田市南信濃和田
<u>木沢市営住宅</u>	<u>飯田市南信濃木沢</u>

【別記3】

改正後（案）

住宅の名称	入居者の資格の条件
(略)	
松原市営住宅及び中橋市営住宅	(略)

現行

住宅の名称	入居者の資格の条件
(略)	
松原市営住宅、中橋市営住宅及び木沢市営住宅	(略)

【別記 4】

改正後（案）

住宅の名称	住宅のある階又は建設年度	額
(略)		
中橋市営住宅	昭和41年度	3,000円

現行

住宅の名称	住宅のある階又は建設年度	額
(略)		
中橋市営住宅	昭和41年度	3,000円
<u>木沢市営住宅</u>	<u>昭和40年度</u>	<u>1,500円</u>

飯田市都市公園条例新旧対照表（最終 平成30年 3 月27日飯田市条例第18号）

改正後（案）	現行
別表第 1 （第 3 条関係） 【別記 参照】	別表第 1 （第 3 条関係） 【別記 参照】

【別記】

改正後（案）

名称	所在地
(略)	
羽場公園	羽場町
<u>風越公園</u>	<u>小伝馬町</u>

現行

名称	所在地
(略)	
羽場公園	羽場町

飯田市奨学金貸与条例新旧対照表（最終 平成26年 9 月25日飯田市条例第43号）

改正後（案）	現行
（目的） 第1条 この条例は、高等学校、<u>大学等</u>に在学する者で、主として経済的理由により修学が困難なものに対し、毎年度予算の範囲内で奨学金を貸与することにより、若者が学ぶ機会を得ることを支援し、教育の機会均等を図り、もってこころ豊かな人づくりに資することを目的とする。 （貸与の資格） 第2条 この条例により、奨学金の貸与を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。 <u>(1) 次のいずれかの学校（日本国外に所在する学校を含む。）に在学していること。</u> <u>ア 高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校又はこれに相当すると市長が認める学校をいう。以下同じ。）</u> <u>イ 大学（学校教育法に規定する大学（高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）並びに大学院を含む。）又は当該大学に相当すると市長が認める学校をいう。以下同じ。）</u> (2) （略） <u>(3) 学習意欲があり、修学に十分耐えられる健康状態であること。</u> (4) （略） （利息） 第5条 <u>第15条第3項</u>の規定により市長が指定する償還の期日内に	（目的） 第1条 この条例は、高等学校<u>又は大学</u>に在学する者で、主として経済的理由により修学が困難なものに対し、毎年度予算の範囲内で奨学金を貸与することにより、若者が学ぶ機会を得ることを支援し、教育の機会均等を図り、もってこころ豊かな人づくりに資することを目的とする。 （貸与の資格） 第2条 この条例により、奨学金の貸与を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。 <u>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（通信制の課程は除く。以下同じ。）又は大学（高等専門学校並びに専修学校（専門課程に限る。）及び日本国外に所在する大学を含み、通信制の課程は除く。以下同じ。）に在学していること。</u> (2) （略） <u>(3) 成績が優れており、健康状態が充分修学に耐えられること。</u> (4) （略） （利息） 第5条 <u>第16条第3項</u>の規定により市長が指定する償還の期日内に

改正後（案）	現行
償還する奨学金には利息をつけない。 （出願手続） 第6条 （略） 2 市長は、出願者に前項に規定する願書の<u>ほか</u>出願者の審査に必要な資料の提出を求めることができる。 （審査委員会） 第7条 （略） 2 審査委員会の委員は、次の各号に掲げる者に<u>応じ、それぞれ当該各号に定める人数を上限として</u>市長が委嘱する。 （1）<u>飯田市民生委員の職にある者</u> 1人 （2）<u>飯田市教育委員の職にある者</u> 2人 （3）<u>飯田市福祉事務所の職にある者</u> 1人 （4）<u>飯田市内中学校長の職にある者</u> 2人 （5）<u>飯田市内高等学校長の職にある者</u> 5人 （6）<u>飯田市内に所在する育英会の代表者</u> 3人 3～5 （略） （誓約書等） 第10条 奨学金の貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、<u>市長が規則で定める誓約書兼借用証書を、連帯保証人2人が連署の上、市長に提出しなければならない。</u> <u>2 前項の連帯保証人（以下この条において「連帯保証人」という。）</u>	償還する奨学金には利息をつけない。 （出願手続） 第6条 （略） 2 市長は、出願者に前項に規定する願書の<u>他</u>出願者の審査に必要な資料の提出を求めることができる。 （審査委員会） 第7条 （略） 2 審査委員会の委員は<u>13人とし、次の各号に掲げる者について</u>市長が委嘱する。 （1）<u>飯田市民生委員の職にある者</u> 1人 （2）<u>飯田市教育委員の職にある者</u> 2人 （3）<u>飯田市福祉事務所の職にある者</u> （4）<u>市内中学校長の職にある者</u> 2人 （5）<u>市内高等学校長の職にある者</u> 4人 （6）<u>市内に所在する育英会の代表者</u> 3人 3～5 （略） （誓約書等） 第10条 奨学金の貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、<u>連帯保証人2名が連署した誓約書を市長に提出しなければならない。</u> <u>2 前項の連帯保証人は、飯田市内に居住し、かつ、相当の資力を有</u>

改正後（案）	現行
<u>は、原則として飯田市内に居住し、かつ、成年に達した者であって相当の資力を有するものでなければならない。この場合において、連帯保証人のうち1人は、親権者、未成年後見人、成年後見人又はこれらに相当する者として市長が認めるものとすることができる。</u> 3 市長は、<u>誓約書兼借用証書</u>に記載された連帯保証人が不適当と認めるときは、変更させることができる。 4 奨学生は、連帯保証人が、第2項に規定する連帯保証人の要件を欠くに至ったときは、連帯保証人を変更し、その旨を市長に届け出なければならない。 5 奨学生は、連帯保証人を変更しようとするとき、<u>又は誓約書兼借用証書</u>に記載した事項に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。 （奨学金の貸与） 第11条 奨学金は、毎月本人に貸与する。<u>この場合において、市長が必要と認める月数分を合算して貸与することができる。</u> （在学証明書の提出） 第12条 奨学生は、奨学金の貸与を受けて<u>高等学校又は大学に在学している期間は、毎年、市長が定める期日までに在学証明書を市長に提出しなければならない。ただし、奨学金の貸与を廃止したときその他在学証明書の提出の必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。</u> （奨学金の貸与の休止及び廃止）	<u>する成年者でなければならない。ただし、1名は父母又は後見人であっても差支えない（以下この条において同じ。）。</u> 3 市長は、<u>誓約書</u>に記載された連帯保証人が不適当と認めるときは、変更させることができる。 4 奨学生は、連帯保証人が、第2項<u>本文</u>に規定する連帯保証人の要件を欠くに至ったときは、連帯保証人を変更し、その旨を市長に届け出なければならない。 5 奨学生は、連帯保証人を変更しようとするとき<u>又は誓約書</u>に記載した事項に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。 （奨学金の貸与） 第11条 奨学金は、毎月本人に貸与する。<u>ただし、数月分を合せて貸与することができる。</u> （在学証明書の提出） 第12条 奨学生は、奨学金の貸与を受けている期間は、毎年、市長が定める期日までに在学証明書を市長に提出しなければならない。 （奨学金の貸与の休止及び廃止）

改正後（案）	現行
第13条 （略） 2 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を廃止することができる。 (1) <u>傷病</u>などのため卒業の見込みがないとき。 (2)～(4) （略） <u>第15条</u> （略） <u>第16条</u> （略）	第13条 （略） 2 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を廃止することができる。 (1) <u>傷い、疾病</u>などのため卒業の見込みがないとき。 (2)～(4) （略） <u>（借用証書等）</u> <u>第15条 奨学生は、奨学金の全額を借り受けたときは、連帯保証人2名とともに連署した奨学金借用証書（以下「借用証書」という。）を、市長に提出しなければならない。</u> <u>2 奨学生は、第13条第2項の規定により奨学金の貸与が廃止されたときは、すでに借り受けた奨学金について、前項に準じてすみやかに奨学金借用証書を市長に提出しなければならない。</u> <u>3 第1項の連帯保証人は、相当の資力を有する成年者でなければならない。ただし、1名は父母又は後見人であっても差支えない（以下この条において同じ。）。</u> <u>4 市長は、借用証書に記載された連帯保証人が不相当と認めるときは、変更させることができる。</u> <u>5 奨学生は、連帯保証人を変更しようとするとき又は借用証書に記載した事項に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。</u> <u>第16条</u> （略） <u>第17条</u> （略）

改正後（案）	現行
（償還の免除） <u>第17条</u> 市長は、奨学生又は奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者が償還すべき債務の一部又は全部を免除することができる。 （1）<u>第15条第1項又は同条第2項</u>に規定する償還の期間内に飯田市に居住したとき。 （2）（略） （3）その他特別の事情がある<u>と市長が認める</u>とき。 2・3 （略） （補則） <u>第18条</u> この条例に定めるもののほか、<u>奨学金の貸与に関し必要な事項</u>は、市長が規則で定める。	（償還の免除） <u>第18条</u> 市長は、奨学生又は奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者が償還すべき債務の一部又は全部を免除することができる。 （1）<u>大学に在学している期間に奨学金の貸与を受け、かつ、第16条</u>に規定する償還の期間内に飯田市に居住したとき。 （2）（略） （3）その他特別の事情があるとき。 2・3 （略） （補則） <u>第19条</u> この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が規則で定める。